第65回　沖縄県私立保育園連盟総会

総　会　次　第

Ⅰ　令和2年度　定期総会

1. 議　事

第1号議案　2019年度 補正予算について(報告)

第2号議案　2019年度 事業報告について

(1)全体的な取り組み

(2)各部の活動報告

(3)各ブロックの活動報告

(4)2019年度活動報告

第3号議案　2019年度 収支決算報告及び監査報告について

(1)決算報告

(2)監査報告

第4号議案　2020年度 事業計画(案)について

(1)全体的な取り組み

(2)各部の活動計画

(3)各ブロックの活動計画

第5号議案　2020年度 収支予算書(報告)について

第6号議案　運営内規の一部改正について

第7号議案　就業規則の一部改正について

第8号議案　役員(理事・監事)の改選について

目　　次

総 会 次 第

一般社団法人及び一般社団法人に関する法律（一部抜粋） …… 1

第1号議案

2019年度 収支補正予算について …… 3

第2号議案

2019年度 事業報告について …… 8

（1）全体的な取り組み

（2）各部の活動報告

（3）各ブロックの活動報告

（4）2019年度活動報告

第3号議案

2019年度 収支決算報告及び監査報告について …… 27

第4号議案

2020年度 事業計画（案）について …… 42

（1）全体的な取り組み

（2）各部の活動計画

（3）各ブロックの活動計画

第5号議案

2020年度 収支予算書（報告）について …… 49

第6号議案

運営内規の一部改正について …… 54

第7号議案

就業規則の一部改正について …… 62

第8号議案

役員（理事・監事）の改選について …… 95

Ⅰ．定時総会の省略について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（一部抜粋）

（社員総会の決議の省略）

第五十八条　理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

２　一般社団法人は、前項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた日から十年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

３　社員及び債権者は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一　前項の書面の閲覧又は謄写の請求

二　前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

４　第一項の規定により定時社員総会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時社員総会が終結したものとみなす。

（社員総会への報告の省略）

第五十九条　理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

Ⅱ．議事録の作成について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（一部抜粋）

（議事録）

第五十七条　社員総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

２　一般社団法人は、社員総会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

３　一般社団法人は、社員総会の日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもって作成されている場合であって、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として法務省令で定めるものをとっているときは、この限りでない。

４　社員及び債権者は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一　第一項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二　第一項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（一部抜粋）

第十一条　法第五十七条第一項の規定による社員総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

２　社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録（法第十条第二項に規定する電磁的記録をいう。第六章第四節第二款を除き、以下同じ。）をもって作成しなければならない。

３　社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一　社員総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事、会計監査人又は社員が社員総会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
二　社員総会の議事の経過の要領及びその結果
三　次に掲げる規定により社員総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
イ　法第七十四条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）
ロ　法第七十四条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）
ハ　法第百二条
ニ　法第百五条第三項
ホ　法第百九条第一項
ヘ　法第百九条第二項
四　社員総会に出席した理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称
五　社員総会の議長が存するときは、議長の氏名
六　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
4　次の各号に掲げる場合には、社員総会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
一　法第五十八条第一項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合　次に掲げる事項
イ　社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
ロ　イの事項の提案をした者の氏名又は名称
ハ　社員総会の決議があったものとみなされた日
ニ　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
二　法第五十九条の規定により社員総会への報告があったものとみなされた場合　次に掲げる事項
イ　社員総会への報告があったものとみなされた事項の内容
ロ　社員総会への報告があったものとみなされた日
ハ　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第1号議案

2019年度 補正予算について

Ⅰ．2019年度 補正予算書総括表

Ⅱ．2019年度 収支補正予算書 内訳書

法人名　　一般社団法人沖縄県私立保育園連盟

2019年度　第一次収支補正予算書

令和 2年 3月31日

（単位：円）

勘　定　科　目	補正後予算額	予算現額	増　減	備　考
Ⅰ　事業活動収支の部				
1．事業活動収入				
(3) 入会金収入				
入会金収入	20,000	1,000	19,000	６ヵ園
(4) 会費収入				
正会員会費収入	7,474,000	7,750,000	-276,000	239ヵ園
準会員会費収入	301,000	140,000	161,000	４ヵ園
事業分担金受取会費	4,619,000	0	4,619,000	
(5) 事業収入				
事業収入	801,000	844,000	-43,000	新年会会費
研修事業収入	9,129,000	7,000,000	2,129,000	キャリアアップ研修、保育研究大会
カンパ事業収入	3,055,000	3,000,000	55,000	カンパ金収入
物品販売収入	151,000	468,000	-317,000	ハブラシ、お箸、日誌、書籍、ねんど
広告料収入	703,000	500,000	203,000	広報誌広告料
まつり事業収入	0	3,500,000	-3,500,000	
(6) 補助金等収入				
民間助成金収入	2,082,000	840,000	1,242,000	全私保連・九州私保連助成金
(7) 負担金収入				
負担金収入	2,310,000	2,350,000	-40,000	全私保連・九州私保連分担金預
(8) 寄付金収入				
寄付金収入	743,000	2,430,000	-1,687,000	トムテ、アイティーオージャパン他
(9) 雑収入				
受取利息収入	1,000	1,000	0	定期預金利息
雑収入	319,000	100,000	219,000	資料印刷費等
事業活動収入計	31,708,000	28,924,000	2,784,000	
2．事業活動支出				
(1) 事業費支出				
仕入高	10,000	236,000	-226,000	ハブラシ、お箸、日誌、書籍、ねんど
給料手当支出	4,325,000	3,371,000	954,000	給与２人分（事業按分分）
賞与支出	1,165,000	832,000	333,000	賞与2人分（事業按分分）
福利厚生費支出	810,000	774,000	36,000	社会保険、共済会（事業按分分）
旅費交通費支出	764,000	1,012,000	-248,000	予対活動、各種会議、大会（事業按分分）
通信運搬費支出	725,000	783,000	-58,000	ゆうメール等送料、（事業按分分）
印刷製本費支出	1,078,000	1,015,000	63,000	コピーカウンター料（事業按分分）
支払い手数料（事）	2,000	213,000	-211,000	顧問料、振込手数料
賃借料支出	525,000	532,000	-7,000	家賃他
負担金支出	250,000	250,000	0	全私保連・九州私保連支払い分担金
租税公課支出	0	71,000	-71,000	法人税等
部会活動費支出	300,000	300,000	0	５部×60,000
渉外費支出	0	35,000	-35,000	予対活動
活動費支出	806,000	300,000	506,000	予対活動費
研修費支出	180,000	220,000	-40,000	園内研究発表会６ブロック×30,000
研修事業費支出	7,372,000	5,000,000	2,372,000	キャリアアップ研修、保育研究大会、他研修会開催
まつり事業費支出	3,468,480	4,000,000	-531,520	
雑支出	785,000	729,000	56,000	新年会会場費、その他費用
ブロック活動支出	300,000	300,000	0	６ブロック×50,000
(2) 管理費支出				
給料手当支出	481,000	375,000	106,000	給与２人分（管理按分分）
賞与支出	130,000	93,000	37,000	賞与２人分（管理按分分）
福利厚生費支出	97,000	86,000	11,000	社会保険、共済会費（管理按分分）
会議費支出	182,000	213,000	-31,000	会議室料等
旅費交通費支出	2,459,000	3,239,000	-780,000	県外会議、役員派遣、理事会、三役会
通信運搬費支出	73,000	76,000	-3,000	電話料、郵便料（管理按分分）
消耗品費支出	179,000	235,000	-56,000	事務用品、用紙代
印刷製本費支出	106,000	144,000	-38,000	総会資料、（管理按分分）
支払い手数料（管）	739,000	1,356,000	-617,000	顧問料、振込手数料
光熱水料費支出	87,000	80,000	7,000	電気料、水道料
賃借料支出	55,000	56,000	-1,000	家賃他、（管理按分分）
負担金支出	2,391,000	2,489,000	-98,000	全私保連・九州私保連、社協
租税公課支出	70,000	0	70,000	
渉外費支出	165,000	145,000	20,000	電報、香典、供花等
支払利息支出	0	36,000	-36,000	
雑支出	22,000	228,000	-206,000	印刷機処理代等
事業活動支出計	30,101,480	28,824,000	1,277,480	
事業活動収支差額	1,606,520	100,000	1,506,520	
Ⅱ　投資活動収支の部				
1．投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	

法人名　　一般社団法人沖縄県私立保育園連盟

2019年度　第一次収支補正予算書

令和 2年 3月31日

（単位：円）

勘　定　科　目	補正後予算額	予算現額	増　減	備　考
２．投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
Ⅲ　財務活動収支の部				
１．財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
２．財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
Ⅳ　予備費支出	1,606,520	100,000	1,506,520	
当期収支差額	0	0	0	
前期繰越収支差額	9,001,172	8,235,079	766,093	
次期繰越収支差額	9,001,172	8,235,079	766,093	

法人名　　一般社団法人沖縄県私立保育園連盟

2019年度　第1次収支予算書内訳表

令和 2年 3月31日

（単位：円）

勘定科目	公益目的事業会計	その他会計				法人会計	合計
	子育て支援研究事業	事業推進福祉増進事業	カンパ事業	物品販売事業	小計	法人会計	
Ⅰ　事業活動収支の部							
1．事業活動収入							
(3) 入会金収入						20,000	20,000
入会金収入						20,000	20,000
(4) 会費収入	2,998,000					9,396,000	12,394,000
正会員会費収入						7,474,000	7,474,000
準会員会費収入						301,000	301,000
事業分担金受取会費	2,998,000					1,621,000	4,619,000
(5) 事業収入	8,575,000	1,355,000	3,055,000	151,000	4,561,000	703,000	13,839,000
事業収入		801,000			801,000		801,000
研修事業収入	8,575,000	554,000			554,000		9,129,000
カンパ事業収入			3,055,000		3,055,000		3,055,000
物品販売収入				151,000	151,000		151,000
広告料収入						703,000	703,000
(6) 補助金等収入	470,000					1,612,000	2,082,000
民間助成金収入	470,000					1,612,000	2,082,000
(7) 負担金収入						2,310,000	2,310,000
負担金収入						2,310,000	2,310,000
(8) 寄付金収入						743,000	743,000
寄付金収入						743,000	743,000
(9) 雑収入						320,000	320,000
受取利息収入						1,000	1,000
雑収入						319,000	319,000
事業活動収入計	12,043,000	1,355,000	3,055,000	151,000	4,561,000	15,104,000	31,708,000
2．事業活動支出							
(1) 事業費支出	15,430,480	3,413,000	3,311,000	711,000	7,435,000		22,865,480
仕入高				10,000	10,000		10,000
給料手当支出	2,402,000	721,000	721,000	481,000	1,923,000		4,325,000
賞与支出	647,000	194,000	194,000	130,000	518,000		1,165,000
福利厚生費支出	450,000	135,000	135,000	90,000	360,000		810,000
旅費交通費支出			764,000		764,000		764,000
通信運搬費支出	462,000	119,000	144,000		263,000		725,000
印刷製本費支出	717,000	167,000	194,000		361,000		1,078,000
支払い手数料（事）		1,000	1,000		2,000		2,000
賃借料支出	336,000	87,000	102,000		189,000		525,000
負担金支出			250,000		250,000		250,000
部会活動費支出		300,000			300,000		300,000
活動費支出			806,000		806,000		806,000
研修費支出		180,000			180,000		180,000
研修事業費支出	6,948,000	424,000			424,000		7,372,000
まつり事業費支出	3,468,480						3,468,480
雑支出		785,000			785,000		785,000
ブロック活動支出		300,000			300,000		300,000
(2) 管理費支出						7,236,000	7,236,000
給料手当支出						481,000	481,000
賞与支出						130,000	130,000
福利厚生費支出						97,000	97,000
会議費支出						182,000	182,000
旅費交通費支出						2,459,000	2,459,000
通信運搬費支出						73,000	73,000
消耗品費支出						179,000	179,000
印刷製本費支出						106,000	106,000
支払い手数料（管）						739,000	739,000
光熱水料費支出						87,000	87,000
賃借料支出						55,000	55,000
負担金支出						2,391,000	2,391,000
租税公課支出						70,000	70,000
渉外費支出						165,000	165,000
雑支出						22,000	22,000
事業活動支出計	15,430,480	3,413,000	3,311,000	711,000	7,435,000	7,236,000	30,101,480
事業活動収支差額	-3,387,480	-2,058,000	-256,000	-560,000	-2,874,000	7,868,000	1,606,520
Ⅱ　投資活動収支の部							
1．投資活動収入							
投資活動収入計							
2．投資活動支出							
投資活動支出計							
投資活動収支差額							
Ⅲ　財務活動収支の部							

法人名　　一般社団法人沖縄県私立保育園連盟

2019年度　第1次収支予算書内訳表

令和 2年 3月31日

（単位：円）

勘　定　科　目	公益目的事業会計	その他会計				法人会計	合　　計
	子育て支援研究事業	事業推進福祉増進事業	カンパ事業	物品販売事業	小　　計	法人会計	
1．財務活動収入							
財務活動収入計							
2．財務活動支出							
財務活動支出計							
財務活動収支差額							
Ⅳ　予備費支出						1,606,520	1,606,520
当期収支差額	-3,387,480	-2,058,000	-256,000	-560,000	-2,874,000	6,261,480	
前期繰越収支差額	-8,668,358	-8,374,327	-1,238,016	326,949	-9,285,394	26,954,924	9,001,172
次期繰越収支差額	-12,055,838	-10,432,327	-1,494,016	-233,051	-12,159,394	33,216,404	9,001,172

2019 年度 事業報告書（案）

Ⅰ．全体的な取り組み

はじめに

平成から令和という新元号に変わった 2019 年度は、我が沖私保連にとっても時代の節目を感じるいくつもの出来事があった年として印象に残りました。

５月２１日、第６４回定期総会がリザンシーパークホテルで開かれ、予定の議案が全て承認され沖私保連の事業がスタートしました。１０月から始まる幼児教育･保育の無償化を見据え、保育研究所の逆井直紀氏を講師に迎え、「日本の保育制度の動向～幼児教育・保育の無償化を中心に」と題してご講演頂き、給食費の保護者負担という矛盾を指摘していただきました。

９月７日には第３１回沖私保連保育研究大会を開催、４８９人の参加がありました。その他、沖私保連主催のキャリアアップ研修会は８月の「乳児保育分野」、１１月の「保健衛生・安全対策分野」、そして１２月と２月の「幼児教育分野」の３回開催しました。

１０月からの無償化に伴う給食費の実費徴収は、沖私保連独自のアンケートでも浮き彫りになったように、事務作業が大幅に増え、それまで知ることのなかった保護者の所得まで知ることとなり、事務の負担増大が大きな懸念となり、１１月２８日には沖縄県知事及び県議会議長へ給食費の徴収を行政で行うよう陳情書を提出いたしました。更に１月１６日には、県議会の文教厚生委員会より参考人招致があり沖私保連の意見を陳述する機会となりました。

定款にも謳われている我々沖私保連の目的は、「児童福祉法第２４条１項に基づく市町村の保育実施義務を政省令等に忠実に反映させることによる私立保育園の基盤を確立」することであり、合わせて保育園（士）の社会的地位を向上させ、保育園（士）のイメージアップを図ることです。その意味では、１１月２日に開催された「第１７回私保連まつり」は、県内外の総勢１５人の保育関係著名人から保育園（士）を応援する貴重なメッセージをいただき、来場の一般の方々へも保育のすばらしさ、保育士の魅力を知っていただく機会となりました。

他にも、沖私保連の日々の取り組みを綴った「私保連だより」も、２０１９年度は３回、全私保連や各県私保連の他、各市町村主管課と県社協、更に養成校へも送付し情報発信に努めています。

沖私保連の５つの部、７つのブロックの事業活動がいずれも滞りなく進められ、県内の保育事業の振興と児童福祉の増進という目的に寄与できたことは、各部長、ブロック長のご尽力の賜物と心から感謝申し上げる次第です。

昨年末中国武漢から広まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、４ヶ月経った今、世界中に蔓延し未曾有の非常事態となっています。２０２０年度当初予定されていた各事業も夏場までは殆どが中止を余儀なくされています。保育現場も登園自粛または休園措置という緊急事態の状況にあり、今の所終息の目処はたっていません。人類始まって以来の難局にありますが、愛知県岡崎市の藤田大学病院がクルーズ船の感染者１２８人を受け入れ２度陰性になるまで手厚く看護した事例は、私たちを勇気付けます。大変困難な中にあっても希望を見出すことができることを学ばせていただきました。

Ⅱ．各部の活動報告

１．総務部

平成31年

5月　8日（水）　役員会開催
1．定期総会について　　2．会場下見について　　3．その他
5月　10日（金）　1．定期総会会場下見・打合せ
5月　22日（水）　1．第63回定期総会、受付業務等　　2．その他
6月　4日（火）　役員会開催
1．部会開催について　　2．公定価格及び保育無償化の勉強会について
3．その他
6月　10日（月）　保育士の処遇改善実現を目指した研究会（保育研究所）
6月　25日（火）　総務部会開催
1．総務副部長の互選について　　2．私保連まつりについて
3．その他
7月　3日（水）　総務役員会
1．青年会議勉強会講師打合せ
7月　5日（金）　公定価格及び保育無償化の勉強会（青年会議）
8月　29日（木）　全国調査部長会議
11月　2日（土）　私保連まつり事前準備リハーサル
11月　3日（日）　第17回私保連まつり
12月　27日（金）　新年交流会会場打ち合わせ

令和2年

1月　7日（火）　1．新年交流会打合せ
1月　16日（木）　1．新年交流会について　　2．その他
3月　6日（月）　全私保連研究大会（札幌大会）についての日程調整、打ち合わせ等

（その他の活動）

○第63回定期総会　（ 令和元年5月22日(水)　：　リザンシーパークホテル谷茶ベイ　　）
・受付業務及び運営補助
○第62回全国大会（令和元年6月11日(火)～13日（木）：熊本市大会）
・旅行日程プラン及び参加の取りまとめ
○養成校との懇談会（キリ短：令和元年8月26日(月)）
・日程調整、参加
○令和2年新年交流会（令和2年1月16日(木)：ホテルロイヤルオリオン那覇）
・受付業務

（総務部長　　仲間 明）

２．広報部

平成31年

6月　28日（金）　第1回部会　（私保連事務所）　・私保連だより138号原稿校正・役員選出
7月　26日（金）　第2回部会　（私保連事務所）　・私保連だより138号発送準備
9月　27日（金）　第3回部会　（私保連事務所）　・私保連だより139号校正作業・140号内容検討
10月　25日（金）　第4回部会　（私保連事務所）　・私保連だより139号発送準備・140号内容検討
12月　19日（木）　第5回部会　（私保連事務所）　・私保連だより140号原稿校正・141内容検討

令和2年

1月　30日（木）　第6回部会　（私保連事務所）　・私保連だより140号発送準備等
2月　27日（木）　第7回部会　（那覇社協会議室）　・勉強会　広報誌づくりについて
構成の基礎知識　　講師：小栗由香氏（フリーライター、NPファシリテーター）
3月　2日（月）　第8回部会　新型コロナウイルス感染症予防対策のため中止

【広報誌の内容】

○ホームページ更新
・役員体制、各部・各ブロック活動計画等更新
○私保連だより第138号
・第64回定期総会・研修会　　・新規加入園の紹介　　・各部部長挨拶
・園長交代　　・先島だより　　・全国私立保育園連盟　全国大会（京都大会）
・沖縄女子短期大学との意見交換会　　・沖私保連の動き　　・保育士の声
・夏の風景（写真）　　・子どものつぶやき

○私保連だより第139号
・第31回沖縄県私立保育園連盟　保育研究大会　・沖縄キリスト教短期大学との連絡会
・保育士の声　・私保連「国へ向けた署名・カンパ運動」について
・沖私保連の動き　・子どものつぶやき　・秋の風景（写真）　・私保連まつり日程
○私保連だより第140号
・会長新年のあいさつ　・沖縄県子ども生活福祉部長あいさつ　・新年交流会
・令和元年度受賞者紹介　・私保連まつり 報告
・予算対策部活動報告（県出身国会議員へ陳情行動）　・各ブロック長挨拶
・保育士の声　・沖私保連の動き　・子どものつぶやき　・冬の風景（写真）

（広報部長　嘉陽 理子）

３．予算対策部

平成31年

4月　17日（水）　九州保育園予算対策委員会
主催：九州私立保育園連盟　場所：セントラーザ博多
参加者：上原副会長　田仲予対部長
子どもの育ちと子育てを保証し保育をよりよくするための署名要望内容精査

5月　 9日（木）　沖私保連予算対策部会
場所：県総合福祉センター　西棟3階　第2会議室
参加者：上原副会長　田仲予対部長
玉城善徳顧問による講話「保育制度の変遷と保育運動の意義」
報告事項:　①九州私立保育園連盟予算対策委員会について
②平成３０年度補助金調査について
③その他（市町村保育情勢情報交換）

6月　10日（月）　保育研究所拡大制度研修会
場所：参議院議員会館（午前）　保育プラザ（午後）
参加者：田仲予対部長　仲間総務部長
内容：幼児教育・保育無償化に伴う給食費実費徴収の問題点

6月　19日（水）　第１回予算対策委員会（全私保連）
場所：都道府県会館（永田町）　参加者：田仲予対部長、志良堂書記
内容：　①保育行政説明（内閣府・厚労省）
②全私保連令和２年度保育関係予算並びに制度に向けた要望事項（案）について

7月　25日（木）　沖私保連予算対策部会
場所：県総合福祉センター　西棟３階　第１・２会議室
内容：　①大井琢弁護士による講話「幼児教育・保育の無償化に伴う給食費徴収について」
～市町村の保育実施義務の視点から法令を考える～
②全私保連令和２年度保育関係予算並びに制度に向けた要望事項（案）について
③その他（各市町村保育情勢情報交換）

9月　17日（火）　沖私保連予算対策部会
場所：県総合福祉センター　西棟３階　第１・２会議室
内容：　①「子どもの育ちと子育てを保障し保育をよりよくするための
署名・カンパ」配布作業
②その他（各市町村保育情勢情報交換）

11月　11日（月）　沖私保連予算対策部会
場所：県総合福祉センター　西棟３階　第１・２会議室
内容：　①「子どもの育ちと子育てを保障し保育をよりよくするための
署名・カンパ」集計作業
②その他（各市町村保育情勢情報交換）

11月　26日（火）　第２回予算対策委員会（全私保連）
場所：参議院会館（永田町）13：30～15：30
参加者：仲地会長、長嶺副会長、仲間総務部長、田仲予対部長、兼島総務部員、當間予対部員
内容：　①保育行政説明（内閣府・厚労省）
②全私保連令和２年度保育関係予算並びに制度に向けた要望事項（案）について
予対委員会終了後、県選出国会議員９名へ要請活動　15：30～17：30
内容：子どもの育ちと子育てを保障し保育をよりよくするための
署名要望内容説明及び公定価格の『積み上げ方式』堅持を強く要望する。

令和2年

2月　19日（水）　沖私保連予算対策部会

場所：県総合福祉センター　西棟３階　第１会議室

内容：　①令和元年度　第２回全国私立保育園連盟予算対策委員会について（報告）

②令和元年度　各市町村補助金調査等について（検討）

③令和元年度　活動報告について

④令和２年度　活動計画（案）について

⑤『沖縄県保育関係予算等説明会』役割分担について

⑥次期理事候補者（予対部長）選任について

⑦その他（各市町村保育情勢情報交換）

※令和２年３月１２日に予定していた『沖縄県保育関係予算等説明会』は
新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。

（予算対策部長　　田仲 雄二）

４．事業部

平成31年

6月　25日（火）　第1回部会　・役員選出　・事業計画について
・第17回私保連まつりポスターデザイン募集について

8月　28日（水）　第2回部会　・防災研修会（名護市防災研修センター）
・ＡＥＤ普及について　・第17回私保連まつりについて
・危機管理研修会について

11月　2日（土）　三役会議　・ＡＥＤアンケート集計
・危機管理研修会について

11月　25日（月）　第3回部会　・危機管理研修会役割分担

11月　25日（月）　「危機管理研修会」開催（於：県総合福祉センターゆいホール）
リスクマネジメント、ほいくの保険説明　参加者：103名

令和2年

2月　6日（木）　**三役会議**　・２０２０年度ブッククラブについて
・２０２０年度事業計画について

3月　16日（水）　第4回部会　・事業部活動の反省と課題
・２０２０年度ブッククラブ配送作業

（事業部長　岸本 恵美子）

５．研修部

（１）部会の開催

平成31年

4月　8日（月）　第1回部会　・日本保育学会参加について　・保育研究大会について
・キャリアアップ研修会（乳児保育）について

6月　3日（月）　第2回部会　・キャリアアップ研修会（乳児保育）について
・保育研究大会について　・日本保育学会の振り返りについて

8月　5日（月）　第3回部会　・キャリアアップ研修会（乳児保育）について
・日本保育学会の振り返りについて

9月　2日（月）　第4回部会　保育研究大会運営委員会

10月　7日（月）　第5回部会　・保育研究大会振り返り
・キャリアアップ研修会（乳児保育）振り返り
・キャリアアップ研修会（保健衛生・安全対策）について
・キャリアアップ研修会（幼児教育）について
・保育学会論文発表のための研究協力依頼について

11月　8日（金）　第6回部会　・私保連まつり振り返り
・キャリアアップ研修会（保健衛生・安全対策）について
・キャリアアップ研修会（幼児教育）について

12月　2日（月）　第7回部会　・キャリアアップ研修会（保健衛生・安全対策）振り返り
・キャリアアップ研修会（幼児教育）について
・保育研究大会基調講演者について
・令和２年度研修計画について

令和2年

1月　20日（月）　第８回部会　・キャリアアップ研修会（幼児教育）１日目振り返り
・キャリアアップ研修会（幼児教育）２日目役割分担について
・保育研究大会基調講演者について
・令和２年度研修計画について

（２）研修活動

○沖縄県保育士等キャリアアップ研修会（乳児保育）

日時：令和元年８月２７日（火）２８日（水）

場所：浦添市社会福祉センター　参加者199名

○第31回保育研究大会

日時：令和元年９月７日（土）

場所：リザンシーパークホテル谷茶ベイ　参加者482名

基調講演

演題：「子どもの国庫炉を育てるために～なぜエピソード記述が必要なのか～」

講師：鯨岡峻 氏　京都大学名誉教授

第１分科会　助言者：　岡花祈一郎　氏　琉球大学教育学部准教授

発表園：　北部ブロック　実りの里保育園

那覇ブロック　おおたけ保育園

第２分科会　助言者：　糸洲理子　氏　沖縄キリスト教短期大学准教授

発表園：　中部北ブロック　百合が丘保育園

中部南ブロック　しいの実保育園

第３分科会　助言者：　柳生崇志　氏　沖縄女子短期大学准教授

発表園：　南部ブロック　新島保育園

先島ブロック　緑ヶ丘保育園

○沖縄県保育士等キャリアアップ研修会（保健衛生・安全対策）

日時：令和元年１１月１５日（金）１６日（土）１７日（日）

場所：サザンビーチホテル&リゾート沖縄　参加者140名

○沖縄県保育士等キャリアアップ研修会（幼児教育）

日時：令和元年１２月２６日（木）令和２年２月２０日（木）

場所：浦添市社会福祉センター　参加者197名

（３）部内研修会

○日本保育学会参加

日時：令和元年５月３日（日）４日（月）５日（火）

場所：東京家政大学　参加者21名

○日本保育学会報告会参加

日時：令和元年７月２７日（土）

場所：沖縄女子短期大学　参加者18名（9園）

（研修部長　安河山　チエミ）

第２号議案

2019年度 事業報告について

Ⅰ．全体的なとりくみ

Ⅱ．各部の活動報告

Ⅲ．各ブロックの活動報告

Ⅳ．2019年度活動報告

Ⅲ．各ブロックの活動報告

１.北部ブロックの活動報告

平成31年

4月　 5日（金） 北部ブロック監事監査
4月　10日（水） 三役会
・定例園長会に向けて
4月　17日（水） 第1回定例園長会　出席：16／19カ園
①理事会報告
②平成30年度 北部ブロック事業報告及び決算報告、監査報告について
③平成31年度 北部ブロック事業計画並びに予算（案）について
④平成31年度 北部ブロック職員交流会について
⑤平成31年度 北部ブロック園内研究発表会 発表園選定について
⑥その他
5月　17日（金） 三役会
・北部ブロック職員交流会　実行委員会に向けての打ち合わせ
5月　29日（水） 第１回職員交流会実行委員会　参加：17／19カ園
6月　10日（月） 第２回職員交流会事項委員会　参加：17／19カ園
6月　10日（月） 三役会
・定例園長会に向けての打ち合わせ
6月　19日（水） 定例園長会　参加：15／19カ園
①理事会報告
②北部ブロック職員交流会について
③北部ブロック園内研究発表会選定について
④その他
7月　12日（金） 三役会　参加者： 253名（17／19カ園）
・子育て講演会（8/29）に向けての打ち合わせ
8月　 9日（金） 三役会
・定例園長会に向けての打ち合わせ
8月　21日（水） 定例園長会　参加：17／19カ園
①理事会報告
②第17回私保連まつりについて
③北部ブロック園内研究発表会について
④前橋明先生 講演会について
⑤その他
8月　29日（木） 子育て講演会　参加者：60名
＊沖私保連北部ブロック・名護市社会福祉法人立保育連盟 共催
演題：「子どもの生活リズム向上大作戦」～食べて 動いて よく寝よう運動のススメ～
講師：前橋 明 教授
9月　17日（火） 三役会
①私保連まつりに向けての打合せ
②北部ブロック園内研究発表会についての打合せ
10月　10日（木） 三役会
・定例園長会について
10月　16日（水） 定例園長会　参加：16／19カ園
①理事会報告
②第17回私保連まつりについて
③北部ブロック園内研究発表会について
④その他
10月　30日（水） 三役会
11月　 2日（土） 第17回 私保連まつり

12月　2日（月）　三役会
・園内研究発表会　・定例園長会について打ち合わせ
12月　7日（土）　園内研究発表会　参加者：142名（17/19カ園）
助言者：沖縄女子短期大学　准教授　柳生崇志 氏
【発表園】
①風の子保育園　（名護市）
テーマ：子どもは遊びの中で育つ ～子どもは子どもを生きています～
発表者：主任保育士 大宜味 才衣子様 他
②実りの森保育園（名護市）
テーマ：もっと知りたい!をカタチに ～伝え、学び続ける～
発表者：保育士 東江 泰作様 他
12月　7日（土）　定例園長会　参加：16／19カ園
①理事会報告
②その他
12月　7日（土）　園長交流会

令和2年

2月　14日（金）　三役会
①北部ブロック定例園長会についての打合せ　②その他

3月　4日（水）　定例園長会　出席；15／19カ園　委任1ヵ園
①理事会報告
②令和2年度 北部ブロック事業計画について
③令和元年度 北部ブロック園内研究発表会 各報告について
（内容報告・アンケート結果報告・決算報告）
④令和2年度 園内研究発表会 発表園選定について
⑤北部ブロック次期役員選出（ブロック長他）について
⑥その他

（北部ブロック長　當銘　巧）

２．中部北ブロック

平成31年

5月　22日（水）　役員会
・第1回定例園長会について
・30年度事業報告・決算報告について
・5月20日県私立保育連　総会役割について
5月　29日（水）　監事監査
・監事監査　・平成30年度中部北ブロック運営について
6月　4日（火）　役員会
・園長研修について
6月　5日（水）　第1回定例園長会
・平成30年度事業報告・決算報告・各部からの報告
・園長研修会について・理事会からの報告・市町村からの報告
6月　26日（水）　役員会
・園長研修について　・青年会議役員打ち合わせ
7月　5日（金）　園長研修会
演題　『保育無償化』勉強会
講師　一般社団法人東京都民間保育園協会副会長　長田 朋久　氏
7月　30日（火）　役員会
・第２回定例園長会について
・園長・職員『保育無償化』勉強会（7/5）について
8月　2日（金）　第2回定例園長会
・各部からの報告・県からの報告・各市町村からの報告

8月　29日（木）　役員会
・第３回定例園長会・園内研究発表会・園長交流会について
10月　11日（金）　役員会
・園内研究発表会・園長交流会・私保連まつり・次期役員について
10月　11日（金）　第３回定例園長会
・園内研究発表会・私保連まつり・各部からの報告・県からの報告
・各市町村からの報告
10月　21日（月）　私保連まつり下見
・私保連まつりについて
10月　23日（水）　役員会
・私保連まつりについて
10月　23日（水）　私保連まつり事前準備
11月　14日（木）　役員会
・園内研究発表会・園長交流会・私保連について
11月　26日（火）　第4回定例園長会及び交流会
・園内研究発表取組及び予算案・県からの報告・市町村からの報告
・次期役員について
12月　11日（水）　役員　園内研究発表会講師　依頼訪問
廣瀬先生訪問、打ち合わせ
12月　16日（金）　園内研究発表会実行委員会
12月　16日（金）　役員会
石川会館会場打ち合わせ

令和2年
1月　11日（土）　園内研究発表会実行委員会　及び　リハーサル
1月　11日（土）　園内研究発表会
発表園　・登川みらい保育園（沖縄市）
・キディー保育園（沖縄市）
・のぐさ保育園（読谷村）
助言　沖縄女子短期大学　教授　廣瀬真紀子 氏
2月　20日（木）　役員会
・園内研究発表会選考結果及び反省
・研修会参加お礼文書及び結果報告文書作成
3月　6日（金）　第5回定例園長会
・園内研究発表会報告及び決算報告　・R元年度補正予算
・R2年度予算（案）・県からの報告　・市町村からの報告

（中部北ブロック長　勝連　民人）

３.中部南ブロック

平成31年
4月　10日（水）　定例園長会
①沖私保連第１3(3/12)会理事会模様報告（抜粋）
②Ｈ３０年度中部南ブロック決算について
③Ｈ３０年度中部南ブロック活動報告
④平成３１年度中部南ブロック活動計画について（案）
⑤２０１９年度中部南ブロック当初予算について
⑥２０１９年度園内研修発表会について（６/２２予定）
6月　12日（水）　定例園長会
①生ごみ処理機「シンクピア」の紹介((株)ＯＣＣ：東恩納氏)
②沖私保連(5/14)会理事会模様報告（抜粋）
③中部南ブロック園内研修発表会について（6/22）
④その他
・西原町保育連絡協議から自治体等への陳情について（情報共有）

6月　22日（土）　園内研究発表会　　参加者　：165名(各園保育士等)
日　時　：令和元年６月２２日（土）１３：３０～１７：００
会　場　：西原町中央公民館ホール　　（西原町字与那城１２４　℡ 098-945-3657）
助言者　：廣瀬　真喜子　氏(沖縄女子短期大学教授)
発表園　①　しいの実保育園
「保育園内での感染症発生を阻止する」　　～ワクチンで防げる病気はワクチンで防ぐ～
8月　14日（水）　定例園長会
①沖私保連理事会模様
②２０１９年度園内研修発表会の総括について
③沖私保連祭について
④保育士研修会(日保協主催)の開催について(9/28予定)
⑤次年度の中部南ブロックの役員体制について
9月　28日（土）　私保連・日保協合同法育研修会
場　所　さわふじ未来ホール　西原町小波津555
講　師　サライ美奈　（くるみの木教育研究所）
参加者　350名　（園長・副園長・主任・副主任・保育士等の保育関係者：私保連・日保協）
10月　9日（水）　定例園長会
①沖私保連理事会模様
②２０１９年度保育士研修会の総括について
③沖私保連祭について
④次年度の中部南ブロックの役員体制について
⑤１２月定例園長会日程・場所について
12月　11日（水）　定例園長会
①沖私保連理事会模様(第9・10回)
②次年度の中部南ブロックの役員体制について
③沖私保連新年交流(１月１６日　午後6～8　ﾎｲﾙﾛｲﾔﾙｵﾘｵﾝ)
④その他　　・沖縄県への陳情書提出結果について(情報共有)

令和2年

2月　12日（水）　定例園長会
①沖私保連理事会模様
②次年度の中部南ブロックの役員体制について(確定)
◇ブロック長: 安慶名早苗（ジョイジョイ保育園園長）
◇副ブロック長:知念恵理香(西原白百合保育園園長)
◇会計: 会　長: 安里巧(あさのうら保育園園長)
③２０１９年度の総括について(ゆんたく会)
2月　12日（水）　三役引継ぎ
沖私保連中部南ブロック三役担務概要等

（中部南ブロック長　上間　浩也）

４.那覇ブロック

平成31年

4月　11日（木）　園長会総会
＊平成30年度事業報告について　＊平成30年度収支決算報告及び監査報告について
＊平成31年度事業計画（案）について　＊平成31年度収支予算書（案）について　他
5月　16日（木）　定例園長会
＊行政説明　＊今後の活動について（市への要請等）
＊園長研修会　『幼児教育・保育の無償化～私たちの保育はどうなる～』
講師：猪熊 弘子 氏（ジャーナリスト／東京都市大学客員教授）
6月　6日（木）　定例園長会
＊行政説明　＊グループ討議（行政への要望、保育無償化 等）
6月　14日（金）　臨時園長会
＊私保連まつりについて
7月　4日（木）　定例園長会
＊グループ討議（給食費の金額設定について 他）

7月　18日（木）　役員会
＊園内研究発表会に向けて
7月　20日（土）　那覇ブロック研究発表会
発表園：　おおたけ保育園『事例から考える保護者支援』～保護者支援を全保育者で～
助言者：　石川 キヨ子 氏　沖縄県地域子育て支援センター連絡協議会 会長
8月　 7日（水）　定例園長会
＊給食費金額の統一について
9月　 5日（木）　定例園長会
＊給食費について　＊那覇市への陳情について
10月　 3日（木）　定例園長会
＊今後の活動について
11月　 2日（土）　第１７回　私保連まつり
＊展示ブース出展（４ヵ園）
11月　 6日（水）　定例園長会
＊行政説明　＊情報交換
12月　17日（火）　役員会
＊今後の活動について　＊次期ブロック役員選出について

令和2年
1月　17日（金）　定例園長会
＊保育士確保について
2月　 6日（木）　定例園長会
＊那覇市こども教育保育課との意見交換
3月　 5日（木）　定例園長会　　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

（那覇ブロック長　赤嶺　朱美）

5.南部ブロック

平成31年
4月　 4日（木）　監事監査・役員会
・「南部ブロック総会（定例園長会）」に向けて
4月　18日（木）　定例園長会
・平成３０年度　事業報告　　・平成３０年度　決算報告
・平成３０年度　監事監査報告
8月　 8日（木）　定例園長会
・私保連まつりについて　　・12月園長研修会、懇親会について
・園内研究発表会について　　・その他　情報交換
10月　 4日（金）　定例園長会
・私保連まつりについて　　・12月園長研修会、懇親会について
・園内研究発表会について　　・その他　情報交換
11月　 3日（日）　私保連まつり
12月　11日（水）　定例園長会・親睦会
・講演会『大人の発達障がい』
講師：博愛病院副理事長　仲本　譲 氏
・親睦会

令和2年
1月　18日（土）　第３０回　園内研究発表会
・八重瀬わかたけ保育園
『未来を力強く生き抜く子ども像を目指し、ともに学び合う保育』
～異年齢保育を通して見えてきたこと～
・みつわ保育園
『主人公は子ども』　　～ 変わりゆく保育者の姿 ～
助言者：羽地　知香氏　　沖縄女子短期大学児童教育学科　助教
2月　13日（木）　定例園長会
・令和2年度度　事業計画（案）　　・令和２年度　 予算（案）
・その他　情報交換

（南部ブロック長　　金城　友枝）

6.先島ブロック

八重山地区

平成31年

4月　23日（火）　園長会

・平成３０年度決算　　・八重山私保連、事業計画確認

6月　24日（水）　石垣市との会議

・無償化に関する説明会

6月　14日（金）　園長会

石垣市と会議（渡航費への補助金要綱改正について=改定版）、および園長会

7月　 2日（火）

～　 3日（水）　先島ブロック合同研修@宮古島

・保育料無償化について　　・給食費の金額設定・徴収方法について

・保育士の確保について

7月　29日（月）　園長会

・私保連まつり（11/2）への石垣地区の参加について

・保育料無償化に対して、私保連認可園での給食費の統一について

8月　23日（金）　園長会　石垣市との会議

保育料無償化に関する、給食費に関する説明会

9月　18日（水）　園長会

・給食費について

・監査内容に関する情報交換

・建替えしたオリブ保育園見学

10月　23日（水）　園長会

・私保連祭りについて　　・11/16研究発表会について

・石垣市子ども子育て会議について　　・石垣市の補助金について

11月　 2日（土）　私保連まつり

本島での私保連まつり参加

・八重山代表として山盛が参加

・展示コーナーにて、石垣島の園紹介スペースを設けた。パンフ等配布。

12月　10日（火）　園長会

今年の振り返りと反省会

令和2年

1月　15日（水）　園長会

石垣市保育士等給与費補助金に関する継続要請について

1月　22日（水）　石垣市長面会

石垣市長へ、要請文を提出　　（保育士等給与費補助金の継続を要請）

2月　29日（土）　園長会

・日本トリム社から還元水生成器紹介

・石垣市保育等給与費補助金について　　（R2年度継続方向との回答）

・令和2年度公定価格について

・土曜日保育の取り扱いについて

・私保連理事会での報告事項報告　　（総会,全国大会,県予算説明会の日程等）

・八重山私保連における、次期県私保連代表（副理事）について

3月　 5日（木）　園長会

令和2年度公定価格についての勉強会

宮古地区

平成31年

4月　　園長会

・新役員紹介　　・新園紹介　　・その他

5月　　定例会

・新役員児童家庭表敬（部長・課長）　　・先島地区園長交流会　　・その他

6月　　定例会

・先島地区園長会開催役割分担　　・児童家庭課懇談会内容

・社協主催保育研究大会発表園選定

7月　　定例会

・先島地区園長会収支報告　　・児童家庭課懇談会内容　　・キャリアアップ研修

8月　　定例会

・保育料無償化に伴う給食費価格設定

9月　　定例会

・給食費徴収費用の見直し（公定価格統一について）

・副食費無償化陳情その後（経過報告）　　・日保協九州女性部来島

10月　　定例会

・給食費無償化陳情日程調整　　・陳情者出世者選任

・日保協九州女性部来島　　・供花（園長の親・子・配偶者）

・私保連まつり出展物　　・請願書提出　　・給食費未払いについて

11月　　定例会

・栄養定期報告〈宮古保健所）　　・日保協九州女性部来島〈懇親会参加人数）

・キャリアアップ研修準備担当　　・園内研究発表

12月　　定例会

・給食費無償化陳情報告　　・R2年度キャリアアップ研修講座要望（宮古島主催）

・園内研究発表（発表資料・役割分担）

令和2年

1月　　定例会

・園内研究発表（発表資料・役割分担最終確認）

・1月コドモンシステム（13：30～20分程）

2月　　定例会

・園内研究発表会詳細

3月　　園長会

・令和１年度事業並びに決算報告　　・令和２年度園長会役員選任

・沖私保連先島地区理事選任、保育研究発表園推薦

・新型コロナウイルス各園の対応、前年度市長要請報告

（先島ブロック長　山盛　元）

Ⅳ. 2019年度活動報告

月　日	活　動　状　況
平成31年 4月　12日（金） PM 1:00	平成31年度第1回九州保育三団体協議会理事（於：福岡市博多） 出席者：仲　地　賢 会長
4月　17日（水） PM 1:00	平成31年度第1回予算対策委員会　（於：福岡市） 出席者：田　仲　雄　二 予対部長　東　盛　威　明 予対副部長
4月　18日（木） PM 3:00	九州私保連平成31年度第1回代表者会議　（於：長崎市） 出席者：仲　地　賢 会長
4月　23日（火） AM 11:00	監事監査　（於：沖私保連事務所） 出席者：仲　地　賢 会長　長嶺久美子 副会長　上　原　東 副会長 仲　間　明 総務部長 仲　村　晴　美 監事　宮　城　信　仁 監事　上　原　直 監事
4月　23日（火） PM 2:00	三役会　（於：沖私保連事務所） 出席者：仲　地　賢 会長　長嶺久美子 副会長　上　原　東 副会長 仲　間　明 総務部長
4月　24日（水） PM 1:00	第33回全国事務局長会議　（於：東京都） 出席者：仲　間　明 総務部長
4月　24日（水） PM 1:30	平成31年度赤い羽根共同募金感謝の集い（於：県総合福祉センター） 出席者：上　原　東 副会長
4月　26日（金） PM 2:00	第1回　理事会　（於：県総合福祉センター　第2会議室） 出席者：仲地賢　長嶺久美子　上原東　仲間　明 嘉陽理子　田仲雄二　岸本恵美子　安河山チエミ 當銘巧　勝連民人　上間浩也　赤嶺朱美 金城友枝　山盛元　仲村晴美（監事）　岸本功也（陪席） 議題：(1) 各部・各ブロックの活動報告について (2) 第64回定期総会について (3) 平成30年度事業報告について (4) 平成30年度決算報告及び監事監査報告について (5) 平成31年度事業計画案について (6) 第62回全国大会（熊本市）について (7) 第17回私保連まつりについて
5月　13日（月） PM 2:00	三役会　（於：沖私保連事務所） 出席者：仲　地　賢 会長　長嶺久美子 副会長　上　原　東 副会長 仲　間　明 総務部長
5月　14日（火） AM 10:00	県との意見交換会　（於：県総合福祉センター　第1会議室） 出席者：仲　地　賢 会長　長嶺久美子 副会長　上　原　東 副会長 仲　間　明 総務部長　田　仲　雄　二 予対部長
5月　14日（火） PM 1:00	第2回　理事会　（於：県総合福祉センター　第1会議室） 出席者：仲地賢　長嶺久美子　上原東　仲間　明 嘉陽理子　田仲雄二　岸本恵美子　安河山チエミ 當銘巧　勝連民人　上間浩也　赤嶺朱美 金城友枝　上原直（監事）　岸本功也（陪席） 議題：(1) 各部・各ブロックの活動報告について (2) 第64回定期総会について (3) 第62回全国大会（熊本市）について (4) 第17回私保連まつりについて
5月　18日（土） PM 6:00	沖縄女子短期大学新旧学長激励会（於：沖縄かりゆしアーバンリゾートナハ））
5月　21日（火） AM 11:00	第3回　理事会　（於：リザンシーパークホテル谷茶ベイ） 出席者：仲地賢　長嶺久美子　上原東　仲間　明 田仲雄二　岸本恵美子　安河山チエミ 當銘巧　勝連民人　上間浩也　赤嶺朱美 金城友枝　上原直（監事）　森田麻紀（広報代理）　岸本功也（陪席） 仲村晴美（監事）　岸本功也（陪席） 議題：(1) 第64回定期総会議案集の確認について
5月　21日（火） PM 1:30	第63回定期総会　（於：リザンシーパークホテル谷茶ベイ） 出席者：123名 議題：(1) 2018年度補正予算書（案）について (2) 2018年度事業報告について (3) 2018年度収支決算報告及び監査報告について (4) 2019年度事業計画（案）について (5) 2019年度収支予算（案）について (6) 沖私保連内規の一部改正について

月　日	活　動　状　況
PM 3:30 5月　22日（水） AM 10:00	研修Ⅰ テーマ:「行政説明」 講師:沖縄県福祉保健部子育て支援課 研修Ⅱ テーマ:「日本の保育制度の動向」 ～幼児教育・保育の無償化を中心に～ 講師:保育研究所常務理事　逆井直紀　氏
5月　24日（日） PM 1:00	公定価格の「基本分単価」と無償化に関する研修会（希望者）（於:福岡市） 参加取りまとめ　　参加者5名
5月　29日（水） PM 2:00	青年会議　総会　　（於:県総合福祉センター第1会議室）
5月　30日（木） PM 15:10	令和元年度第1回沖縄県子ども・子育て会議（於:八汐荘） 出席者: 長　嶺　久　美　子 副会長
6月　4日（火） PM 2:00	保育協議会委員会　（於:県総合福祉センター会議室） 出席者: 仲　地　賢 会長　長 嶺 久 美 子 副会長　上　原　東 副会長 田　仲　雄　二 予対部長
6月　10日（月） AM 10:00	保育研究所拡大制度研究会　（於:参議院議員会館） 出席者: 仲　間　明 総務部長　田　仲　雄　二 予対部長
6月　11日（火） ～13日（木）	第62回全国私立保育園研究大会（熊本市大会） 参加者:50名
6月　13日（木） AM 9:30	公益・一般法人セミナー　　（於:県男女共同参画センターてぃるる） 出席者: 島　袋　奈　津　子 事務局員
6月　17日（月） PM 1:00	三役会　（於:沖私保連事務所） 出席者: 仲　地　賢 会長　長 嶺 久 美 子 副会長　上　原　東 副会長 仲　間　明 総務部長
6月　18日（火） PM 2:00	第4回　理事会　　（於:うるま市ゆらてく研修室） 出席者: 仲地賢　長嶺久美子　上原東　仲間　明 嘉陽理子　田仲雄二　岸本恵美子 當銘巧　勝連民人　上間浩也　赤嶺朱美 金城友枝　山盛元　宮城信仁（監事）　上原直（研修代理） 新里一史（陪席） 議題: (1) 各部・各ブロック活動報告について (2) 第17回私保連まつりについて (3) 次期理事候補者選考委員会について
6月　19日（水） PM 1:30	令和元年度第1回予算対策会議（於:東京都） 出席者: 田　仲　雄　二 予対部長　志 良 堂 雅 之 予対部員
6月　26日（水） PM 2:00	第54回全私保連代表者会議　（於:東京） 出席者: 仲　地　賢 会長
6月　26日（水） PM 5:00	九州私保連2019年度第2回代表者会議（於:東京） 出席者: 仲　地　賢 会長
6月　27日（木） PM 1:00	第57回全私保連定期総会　（於:東京） 出席者: 仲　地　賢 会長　長 嶺 久 美 子 副会長　上　原　東 副会長 安 河 山 チ エ ミ 研修部長　仲　間　明 総務部長
7月　3日（水） AM 10:00	保育協議会委員会　（於:県総合福祉センター会議室） 出席者: 仲　地　賢 会長　長 嶺 久 美 子 副会長　上　原　東 副会長 田　仲　雄　二 予対部長
7月　5日（金） PM 1:30	青年会議勉強会　　（於:沖縄市民会館中ホール） 中部北ブロックと共同開催 テーマ:「公定価格の分析と無償化についての解説 講師:長田朋久　氏（東京都民間保育園協会副会長）
7月　8日（月） PM 1:00	三役会　（於:沖私保連事務所） 出席者: 仲　地　賢 会長　長 嶺 久 美 子 副会長　上　原　東 副会長 仲　間　明 総務部長
7月　9日（火） PM 2:00	第5回　理事会　　（於:県総合福祉センター　第1会議室） 出席者: 仲地賢　長嶺久美子　上原東　仲間　明 嘉陽理子　田仲雄二　岸本恵美子　安河山チエミ 當銘巧　勝連民人　上間浩也　赤嶺朱美 金城友枝　山盛元　仲村晴美（監事） 議題: (1) 各部、各ブロックの活動報告について (2) 第17回私保連まつりについて (3) 厚生労働大臣表彰候補者推薦について (4) 知事顕彰候補者推薦について (5) 社会福祉大会における大会長表彰候補者推薦について
7月　11日（木） ～13日（金）	第6回九州保育三団体研究大会（鹿児島大会） 参加者:62名

月　日	活　動　状　況
7月　25日（木） PM 2:00	大井琢弁護士勉強会　（於：県総合福祉センター会議室） 理　事　・　監　事 テーマ：「幼児教育・保育の無償化に伴う給食費徴収について ～市町村保育実施義務の視点から法令を考える～
7月　25日（木）	三役会　（於：沖私保連事務所） 出席者：仲　地　賢 会長　長嶺久美子 副会長　上　原　東 副会長 仲　間　明 総務部長
7月　26日（金） PM 1:30	県保育士、保育所総合支援センターに係る意見交換会の報告について （於：県総合福祉センター会議室） 出席者：仲　地　賢 会長　長嶺久美子 副会長　上　原　東 副会長
7月　26日（金）	私保連だより第138号発行　4800部発行 配布先：全会員、全私保連、各県私保連、各市町村主管課、県社協、養成校、沖縄県
7月　26日（金） PM 3:00	県子ども生活福祉施策説明会　（於：県総合福祉センター第1～3会議室） 出席者：仲　地　賢 会長　長嶺久美子 副会長　上　原　東 副会長
7月　30日（火） PM 6:30	北九州市私保連前会長橘原淳信氏の退任を祝い・慰労する会　（於：北九州市） 出席者：上　原　東 副会長　仲　間　明 総務部長
8月　5日（月） PM 2:00	三役会　（於：沖私保連事務所） 出席者：仲　地　賢 会長　長嶺久美子 副会長　上　原　東 副会長 仲　間　明 総務部長
8月　6日（火） PM 2:00	第6回　理事会　（於：県総合福祉センター第1会議室） 出席者：仲地賢　長嶺久美子　上原東　仲間　明 嘉陽理子　岸本恵美子 當銘巧　勝連民人　上間浩也　赤嶺朱美 金城友枝　上原直（監事）　末吉幸博（代理）　岸本功也（陪席） 議題：(1) 各部、各ブロックの活動報告について (2) 第17回私保連まつりについて (3) 第31回保育研究大会について (4) キャリアアップ研修について
8月　20日（火） AM 10:30	令和2年度県福祉施策・予算に対する要望書手交式　（於：県庁） 出席者：上　原　東 副会長
8月　26日（月） PM 2:00	県子ども・子育て会議　（於：八汐荘） 出席者：長　嶺　久　美　子 副会長
8月　26日（月） PM 3:00	沖縄キリスト教短期大学との連絡会　（於：キリスト教短期大学） 出席者：仲地賢　上原東　仲間　明　嘉陽理子 岸本恵美子　當銘巧　勝連民人　上間浩也 金城友枝　仲村晴美
8月　27日（火） ～28日（水） AM　9:30	沖私保連主催：令和元年度保育士等キャリアアップ（乳児保育分野）研修会 （於：浦添市社会福祉センター） 研修内容： 乳児保育における個々の発達を促す生活と遊びの環境・遊びの具体的な方法（実技） 講師：石井浩子 氏 乳児保育の意義・乳児の発達に応じた保育内容・乳児への適切なかかわり 講師：大城りえ 氏 振り返り　講師：岩井沙弥花 氏 乳児保育の環境・乳児保育の指導計画、記録及び評価 講師：天野珠路 氏 保育所・幼保連携型認定こども園・幼稚園における指導計画作成の手引（沖縄県）の説明 講師：長嶺久美子 氏
8月　29日（木） ～30日（金）	全国調査部長会　（於：京都） 出席者：仲　間　明 総務部長
9月　7日（土） AM 9:30	第31回沖私保連保育研究大会　（於：リザンシーパークホテル谷茶ベイ） 参加者：489名
9月　9日（月） PM 1:00	三役会　（於：沖私保連事務所）　会計報告（8月分） 出席者：仲　地　賢 会長　長嶺久美子 副会長　上　原　東 副会長 田　仲　雄　二 予対部長
9月　10日（火） PM 2:00	第7回　理事会　（於：県総合福祉センター会議室） 出席者：仲地賢　長嶺久美子　上原東　仲間　明 嘉陽理子　田仲雄二　岸本恵美子　安河山チエミ 當銘巧　勝連民人　赤嶺朱美　金城友枝 山盛元　宮城信仁（監事）　岸本功也（陪席） 議題：(1) 各部、各ブロックの活動報告について (2) 令和元年度国へ向けた署名・カンパ運動について (3) 保育士等キャリアアップ研修（保健衛生）について (4) 私保連まつりについて

月　日	活　動　状　況
9月　17日（火） AM 1:30	第1回九州保育三団体協議会会長会議（於：福岡市） 出席者：仲　地　賢 会長
9月　25日（水） PM 2:00	保育協議会委員会　（於：県総合福祉センター会議室） 出席者：仲　地　賢 会長　長嶺久美子 副会長　上　原　東 副会長 田仲雄二 予対部長
10月　1日（火） PM 12:00	共同募金会「赤い羽根空の第一便伝達式」 出席者：仲　地　賢 会長　長嶺久美子 副会長　上　原　東 副会長
10月　7日（月） AM 11:00	三役会（於：沖私保連事務所） 出席者：仲　地　賢 会長　長嶺久美子 副会長　上　原　東 副会長
10月　8日（火） PM 2:00	第8回　理事会（於：県総合福祉センター会議室） 出席者：仲地賢　長嶺久美子　上原東　嘉陽理子 岸本恵美子　安河山チエミ　當銘巧　勝連民人 上間浩也　赤嶺朱美　金城友枝　仲村晴美（監事） 玉城善徳（顧問）　東盛威明（予対代理）　岸本功也（陪席） 議題：(1) 各部、各ブロックの活動報告について (2) 第17回私保連まつり (3) 保育士等キャリアアップ研修会について
10月　16日（水） PM 1:30	第2回九州保育三団体協議会会長会議（於：福岡市） 出席者：長嶺久美子 副会長
10月　21日（月） PM 1:00	第17回私保連まつり実行委員会　（於：うるま市ゆらてく研修室） 出席者：仲地賢　長嶺久美子　上原東　仲間　明 嘉陽理子　田仲雄二　岸本恵美子　安河山チエミ 當銘巧　勝連民人　上間浩也　赤嶺朱美 金城友枝　仲村晴美（監事）
10月　25日（金）	私保連だより第139号発行　4,800部 配布先：全会員、全私保連、各県私保連、各市町村主管課、県社協、養成校、沖縄県
10月　31日（木） ～11月1日（金）	全国事業部長会議（於：神戸） 出席者：岸　本　恵　美　子 事業部長
11月　2日（土） AM 10:00	第17回私保連まつり　（於：うるま市市民劇場・ゆらてく） 参加者：1,700名余
11月　15日（金） ～17日（日）	保育士等キャリアアップ研修会（保健衛生・安全対策分野） （於：サザンビーチホテル＆リゾート沖縄） 研修内容： 保健計画の作成と活用 事故防止及び健康安全管理 血液を介して感染する病気及びその防止 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン 講師：金城やす子 氏　外間尚美 氏　八田早恵子 氏　鯉渕乙登女 氏 長嶺久美子 氏 血液を介して感染する病気を予防するための理解と実践 講師：當間隆也 氏 ガイダンス・振り返り 講師：岩井沙弥花 氏
11月　19日（火） AM 10:00	三役会（於：沖私保連事務所） 出席者：仲　地　賢 会長　長嶺久美子 副会長　上　原　東 副会長 仲　間　明 総務部長
11月　19日（火） PM 2:00	第9回　理事会　（於：沖私保連事務所） 出席者：仲地賢　長嶺久美子　上原東　仲間　明 田仲雄二　岸本恵美子　安河山チエミ　當銘巧 勝連民人　上間浩也　金城友枝　上原直（監事） 議題：(1) 各部、各ブロックの活動報告について (2) 新年交流会について (3) 保育士等キャリアアップ研修会について
11月　20日（火） PM 2:00	保育協議会委員会　（於：県総合福祉センター会議室） 出席者：仲　地　賢 会長　長嶺久美子 副会長　上　原　東 副会長 田仲雄二 予対部長
11月　20日（水） AM 10:00	県子ども・子育て会議　（於：八汐荘） 出席者：長嶺久美子 副会長
11月　25日（月） PM 2:00	保育園における危機管理研修会　（於：県総合福祉センターゆいホール） 内容：リスクマネジメント研修　講師：山本博文 氏 ほいくのほけん説明　講師：加藤篤 氏 出席者：103名
11月　26日（火） PM 1:30	全私保連第2回予算対策委員会　（於：参議院議員会館） 出席者：仲　地　賢 会長　長嶺久美子 副会長　仲　間　明 総務部長 田仲雄二 予対部長　當間好見 予対部員　兼島佳江 総務部員

月　日	活　動　状　況
11月　28日（木） PM 1:30	県議会へ陳情書提出「幼児教育・保育の無償化に伴う給食費について」 出席者：仲　地　賢 会長　長嶺久美子 副会長　上　原　東 副会長 仲　間　明 総務部長　田仲雄二 予対部長　上間浩也 中部南B長 當間好見 予対部員
12月　9日（月） PM 1:00	三役会（於：沖私保連事務所） 出席者：仲　地　賢 会長　長嶺久美子 副会長　上　原　東 副会長 仲　間　明 総務部長
12月　10日（火） PM 3:00	第10回 理事会（於：那覇セントラルホテル） 出席者：仲地賢　長嶺久美子　上原東　仲間 明 嘉陽理子　田仲雄二　岸本恵美子　安河山チエミ 當銘巧　勝連民人　上間浩也　赤嶺朱美 金城友枝　仲村晴美（監事） 議題：(1) 各部、各ブロックの活動報告について (2) キャリアアップ研修会について (3) 新年交流会について
12月　26日（木）	沖私保連主催：平成30年度保育士等キャリアアップ研修（幼児教育） （於：浦添市社会福祉センター） 研修内容： 幼児教育の役割と機能　幼児教育の現状と課題　幼児教育と児童福祉の関連性 講師：岡花祈一郎 氏 幼児期にふさわしい生活　遊びを通しての総合的な指導 一人ひとりの発達の特性に応じた指導　他職種との協働 講師：高山静子 氏 1日の学びを振り返り、実践につなげるための有効なレポートを作成する 講師：岩井沙弥花 氏
令和2年 1月　10日（金） AM 10:30	第3回九州保育三団体協議会理事会　（於：熊本市） 出席者：仲　地　賢 会長
1月　10日（金） PM 1:30	九州保育三団体協議会保育施策等研修会（於：熊本市） 出席者：上　原　東 副会長　仲　間　明 総務部長　田仲雄二 予対部長
1月　15日（水） PM 1:00	三役会（於：県総合福祉センター会議室） 出席者：仲　地　賢 会長　長嶺久美子 副会長　上　原　東 副会長 仲　間　明 総務部長
1月　16日（木） AM 10:00	県議会へ参考人招致 出席者：仲　地　賢 会長　長嶺久美子 副会長　上　原　東 副会長 仲　間　明 総務部長　田仲雄二 予対部長
1月　16日（木） PM 2:00	第11回 理事会（於：ホテルロイヤルオリオン） 出席者：仲地賢　長嶺久美子　上原東　仲間 明 嘉陽理子　田仲雄二　岸本恵美子　安河山チエミ 當銘巧　勝連民人　上間浩也　赤嶺朱美 金城友枝　宮城信仁（監事） 議題：(1) 各部、各ブロックの活動報告について (2) 新年交流会について (3) 保育士等キャリアアップ研修会について (4) 全私保連名称変更に向けた意見照会について (5) 叙勲の推薦について (6) 次期役員選考委員会の報告について
1月　16日（木） PM 6:00	新年交流会　（於：ホテルロイヤルオリオン） 参加者：140名
1月　30日（木）	私保連だより第140号発行　4,700部 配布先：全会員、全私保連、各県私保連、各市町村主管課、県社協、養成校、沖縄県
2月　10日（月） AM 10:00	県子ども・子育て会議　（於：八汐荘） 出席者：長　嶺　久　美　子 副会長
2月　10日（月） PM 1:00	三役会（於：沖私保連事務所）会計報告（12・1月分） 出席者：仲　地　賢 会長　上　原　東 副会長　仲　間　明 総務部長
2月　12日（水） PM 2:00	第12回 理事会　（於：県総合福祉センター 第1会議室） 出席者：仲地賢　長嶺久美子　上原東　仲間 明 嘉陽理子　田仲雄二　岸本恵美子　安河山チエミ 當銘巧　勝連民人　上間浩也　金城友枝 山盛元　上原直（監事） 議題：(1) 各部、各ブロックの活動報告について (2) 保育士等キャリアアップ研修について (3) 次期役員選考委員会の報告について

月　日	活　動　状　況
2月　13日（木） PM　2:00	全国研修部長会　（於：東京都） 出席者：安河山チエミ 研修部長
2月　20日（木） AM 9:30	保育士等キャリアアップ研修（幼児教育）（於：浦添市社会福祉センター） 研修内容： 保育の観察をとおしての記録及び評価 評価の理解及び取り組み 講師：　村吉和美 氏 小学校との接続及び実例 アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムの理解 講師：　岡花祈一郎 氏 保育指針について 資質と能力を育むための保育内容 個々の子どもの発達の状況に応じた保育内容 講師：　高山静子 氏 1日の学びを振り返り、実践につなげるための有効なレポートを作成する 講師：　岩井沙弥花 氏
2月　29日（土） PM 2:00	緊急理事会　（於：県総合福祉センター第1会議室） 出席者：仲地 賢　長嶺久美子　上原東　仲間 明 田仲雄二　岸本恵美子　安河山チエミ　當銘巧 上間浩也　赤嶺朱美　玉城善徳（顧問） 議題：(1) 新型コロナ対策について
3月　9日（月） PM 1:00	三役会　（於：沖私保連事務所）　会計報告（2月分） 出席者：仲　地　賢 会長　長 嶺 久 美 子 副会長　上　原　東 副会長 仲　間　明 総務部長
3月　10日（火） PM 2:00	第13回　理事会　（於：県総合福祉センター　第1会議室） 出席者：仲地賢　長嶺久美子　上原東　仲間明 嘉陽理子　田仲雄二　岸本恵美子　安河山チエミ 當銘巧　勝連民人　上間浩也　赤嶺朱美 金城友枝　宮城信仁（監事）　岸本功也（陪席）　玉城善徳（顧問） 議題：(1) 各部、各ブロックの活動報告について (2) 全私保連表彰について (3) 令和2年度事業計画について (4) 次期役員選考委員会の報告について
3月　23日（月） PM 2:00	保育協議会　（於：県総合福祉センター会議室） 出席者：仲　地　賢 会長　長 嶺 久 美 子 副会長　上　原　東 副会長 田　仲　雄　二 予対部長

第３号議案

2019年度収支決算報告及び監査報告について

自　平成31年4月1日
至　令和2年3月31日

Ⅰ．貸借対照表

Ⅱ．貸借対照表内訳表

Ⅲ．正味財産増減計算書

Ⅳ．正味財産増減計算書内訳表

Ⅴ．収支計算書

Ⅵ．収支計算内訳表

Ⅶ．財産目録

Ⅷ．備品台帳

Ⅸ．監事監査報告書

法人名　　一般社団法人沖縄県私立保育園連盟

2019年度　貸借対照表

令和 2年 3月31日現在

（単位：円）

科　　目	当 年 度	前 年 度	増　　減
Ⅰ　資産の部			
1　流動資産			
現金預金	9,979,414	8,524,560	1,454,854
小口現金	5,987	15,454	-9,467
普通預金	6,973,427	5,509,106	1,464,321
定期預金	3,000,000	3,000,000	0
他会計貸付金	13,027,936	6,073,017	6,954,919
前払金	0	82,440	-82,440
たな卸高資産	0	187,569	-187,569
流動資産合計	23,007,350	14,867,586	8,139,764
2　固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金（基）	4,500,000	4,500,000	0
基本財産合計	4,500,000	4,500,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	1,144,520	1,062,840	81,680
別途積立預金	8,300,000	8,300,000	0
運用積立預金	5,000,000	5,000,000	0
特定資産合計	14,444,520	14,362,840	81,680
(3) その他固定資産			
什器備品	146,100	292,187	-146,087
その他固定資産合計	146,100	292,187	-146,087
固定資産合計	19,090,620	19,155,027	-64,407
資産の部合計	42,097,970	34,022,613	8,075,357
Ⅱ　負債の部			
1　流動負債			
未払金	0	253,038	-253,038
預り金	85,905	92,122	-6,217
他会計借入金	13,027,936	6,073,017	6,954,919
流動負債合計	13,113,841	6,418,177	6,695,664
2　固定負債			
退職給付引当金	1,144,520	1,062,840	81,680
固定負債合計	1,144,520	1,062,840	81,680
負債の部合計	14,258,361	7,481,017	6,777,344
Ⅲ　正味財産の部			
1　指定正味財産			
2　一般正味財産	27,839,609	26,541,596	1,298,013
正味財産の部合計	27,839,609	26,541,596	1,298,013
負債及び正味財産合計	42,097,970	34,022,613	8,075,357

法人名　　一般社団法人沖縄県私立保育園連盟

2019年度　貸借対照内訳表

令和 2年 3月31日現在

（単位：円）

勘　定　科　目	公益目的事業会計	その他会計				法人会計	内部取引消去	法 人 合 計
	子育て支援研究事業	事業推進福祉増進事業	カンパ事業	物品販売事業	小　　計	法人会計		
Ⅰ　資産の部								
1　流動資産								
0002 現金預金	4,244,722	5,100	1,354,670	341,290	1,701,060	4,033,632		9,979,414
1112 小口現金						5,987		5,987
1113 普通預金	1,244,722	5,100	1,354,670	341,290	1,701,060	4,027,645		6,973,427
0001 琉銀/研修	114,354							114,354
0002 琉銀/まつり・文化活動		5,100			5,100			5,100
0003 琉銀/予対			1,354,670		1,354,670			1,354,670
0004 琉銀/物販				341,290	341,290			341,290
0005 琉銀/一般						2,231,491		2,231,491
0006 沖銀/一般						174,494		174,494
0007 琉銀/ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟ研修	1,130,368							1,130,368
0008 琉銀/事業積立						1,621,660		1,621,660
1114 定期預金	3,000,000							3,000,000
1122 他会計貸付金						15,025,697	-1,997,761	13,027,936
1124 前払金	3,468,340					-3,468,340		
流動資産合計	7,713,062	5,100	1,354,670	341,290	1,701,060	15,590,989	-1,997,761	23,007,350
2　固定資産								
(1) 基本財産								
1213 定期預金（基）	4,500,000							4,500,000
基本財産合計	4,500,000							4,500,000
(2) 特定資産								
1311 退職給付引当資産						1,144,520		1,144,520
1313 別途積立預金						8,300,000		8,300,000
1314 運用積立預金						5,000,000		5,000,000
特定資産合計						14,444,520		14,444,520
(3) その他固定資産								
1414 什器備品						146,100		146,100
その他固定資産合計						146,100		146,100
固定資産合計	4,500,000					14,590,620		19,090,620
資産の部合計	12,213,062	5,100	1,354,670	341,290	1,701,060	30,181,609	-1,997,761	42,097,970
Ⅱ　負債の部								
1　流動負債								
2115 預り金						85,905		85,905
2119 他会計借入金	1,945,607	8,780,993	3,906,303	392,794	13,080,090		-1,997,761	13,027,936
流動負債合計	1,945,607	8,780,993	3,906,303	392,794	13,080,090	85,905	-1,997,761	13,113,841
2　固定負債								
2212 退職給付引当金						1,144,520		1,144,520

法人名　　一般社団法人沖縄県私立保育園連盟

2019年度　貸借対照内訳表

令和 2年 3月31日現在

（単位：円）

勘　定　科　目	公益目的事業会計	その他会計				法人会計	内部取引消去	法 人 合 計
	子育て支援研究事業	事業推進福祉増進事業	カンパ事業	物品販売事業	小　　計	法人会計		
固定負債合計						1,144,520		1,144,520
負債の部合計	1,945,607	8,780,993	3,906,303	392,794	13,080,090	1,230,425	-1,997,761	14,258,361
Ⅲ　正味財産の部								
1　指定正味財産								
2　一般正味財産	6,799,115	-8,775,893	-2,551,633	-51,504	-11,379,030	32,419,524		27,839,609
正味財産の部合計	6,799,115	-8,775,893	-2,551,633	-51,504	-11,379,030	32,419,524		27,839,609
負債及び正味財産合計	8,744,722	5,100	1,354,670	341,290	1,701,060	33,649,949	-1,997,761	42,097,970

２０１９年度　正味財産増減計算書

平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

（単位：円）

科　　目	当年度	前年度	増　減
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
１．経常増減の部			
(1)　経常収益			
受取入会金			
入会金	20,000	60,000	-40,000
受取会費			
正会員受取会費	7,474,000	7,800,000	-326,000
準会員受取会費	301,000	140,000	161,000
事業分担金受取会費	4,620,000		4,620,000
事業収益			
事業収益	801,500	844,500	-43,000
研修事業収益	9,129,600	6,185,020	2,944,580
カンパ事業収益	3,055,437	3,252,913	-197,476
文化事業収益		1,184,946	-1,184,946
物品販売収益	151,824	468,420	-316,596
広告料収益	703,952	669,844	34,108
受取補助金等			
民間助成金	2,082,881	1,602,740	480,141
受取負担金			
負担金収入	2,310,000	2,417,500	-107,500
寄付金収入			
寄付金収入	743,435	2,430,527	-1,687,092
雑収入			
受取利息	1,516	2,208	-692
雑収入	322,015	121,569	200,446
経常収益計	31,717,160	27,180,187	4,536,973
(2)　経常費用			
事業費			
期首たな卸高	187,569	313,986	-126,417
仕入高	9,811	235,558	-225,747
期末たな卸高		187,569	-187,569
給料手当	4,323,356	3,368,157	955,199
賞与	1,163,704	829,440	334,264
福利厚生費	808,710	772,803	35,907
旅費交通費	763,670	1,294,370	-530,700
通信運搬費	723,883	795,752	-71,869
印刷製本費	1,076,296	1,021,472	54,824
支払い手数料（事）	1,430	220,752	-219,322
賃借料	523,200	530,697	-7,497
負担金	250,000	250,000	
租税公課		70,600	-70,600
部会活動費	300,000	300,000	
ブロック活動費	300,000	300,000	
渉外費		39,000	-39,000
活動費	805,172	312,171	493,001
研修費	180,000	220,000	-40,000
研修事業費	7,374,172	5,806,633	1,567,539
文化事業費		701,031	-701,031
まつり事業費	3,468,480		3,468,480
雑費	784,609	728,590	56,019
管理費			
給料手当	480,363	374,224	106,139

２０１９年度　正味財産増減計算書

平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

（単位：円）

科　　目	当年度	前年度	増　減
賞与	129,296	92,160	37,136
福利厚生費	96,055	85,873	10,182
会議費	181,917	212,563	-30,646
旅費交通費	2,458,819	3,238,751	-779,932
通信運搬費	72,291	75,608	-3,317
減価償却費	146,087	292,174	-146,087
消耗品費	178,427	234,378	-55,951
印刷製本費	105,242	143,621	-38,379
支払い手数料（管）	738,510	1,355,870	-617,360
光熱水料費	86,217	79,514	6,703
賃借料	54,916	55,702	-786
負担金	2,390,500	2,488,000	-97,500
租税公課	70,000		70,000
渉外費	164,475	144,804	19,671
雑費	21,970	36,000	-14,030
経常費用計	30,419,147	26,832,685	3,586,462
評価損益等調整前当期経常増減額	1,298,013	347,502	950,511
評価損益等計			
当期経常増減額	1,298,013	347,502	950,511
２．経常外増減の部			
(1)　経常外収益			
経常外収益計			
(2)　経常外費用			
経常外費用計			
当期経常外増減額			
税引前当期一般正味財産増減額	1,298,013	347,502	950,511
当期一般正味財産増減額	1,298,013	347,502	950,511
一般正味財産期首残高	26,541,596	26,194,094	347,502
一般正味財産期末残高	27,839,609	26,541,596	1,298,013
Ⅱ　指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高			
指定正味財産期末残高			
Ⅲ　正味財産期末残高	27,839,609	26,541,596	1,298,013

法人名　　一般社団法人沖縄県私立保育園連盟

2019年度 正味財産増減計算内訳表

平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

（単位：円）

勘定科目	公益目的事業会計	その他会計				法人会計	内部取引消去	合計
	子育て支援研究事業	事業推進福祉増進事業	カンパ事業	物品販売事業	小計	法人会計		
Ⅰ　一般正味財産増減の部								
1．経常増減の部								
(1)　経常収益								
受取入会金						20,000		20,000
入会金						20,000		20,000
受取会費	2,998,340					9,396,660		12,395,000
正会員受取会費						7,474,000		7,474,000
準会員受取会費						301,000		301,000
事業分担金受取会費	2,998,340					1,621,660		4,620,000
事業収益	8,575,000	1,356,100	3,055,437	151,824	4,563,361	703,952		13,842,313
事業収益		801,500			801,500			801,500
研修事業収益	8,575,000	554,600			554,600			9,129,600
カンパ事業収益			3,055,437		3,055,437			3,055,437
物品販売収益				151,824	151,824			151,824
広告料収益						703,952		703,952
受取補助金等	470,000					1,612,881		2,082,881
民間助成金	470,000					1,612,881		2,082,881
受取負担金						2,310,000		2,310,000
負担金収入						2,310,000		2,310,000
寄付金収入						743,435		743,435
寄付金収入						743,435		743,435
雑収入						323,531		323,531
受取利息						1,516		1,516
雑収入						322,015		322,015
経常収益計	12,043,340	1,356,100	3,055,437	151,824	4,563,361	15,110,459		31,717,160
(2)　経常費用								
事業費	15,426,907	3,412,293	3,307,958	896,904	7,617,155			23,044,062
期首たな卸高				187,569	187,569			187,569
仕入高				9,811	9,811			9,811
給料手当	2,401,868	720,559	720,559	480,370	1,921,488			4,323,356
賞与	646,500	193,952	193,952	129,300	517,204			1,163,704
福利厚生費	449,286	134,785	134,785	89,854	359,424			808,710
旅費交通費			763,670		763,670			763,670
通信運搬費	461,523	118,468	143,892		262,360			723,883
印刷製本費	716,247	166,176	193,873		360,049			1,076,296
支払い手数料（事）		550	880		1,430			1,430
賃借料	335,305	86,720	101,175		187,895			523,200
負担金			250,000		250,000			250,000
部会活動費		300,000			300,000			300,000
ブロック活動費		300,000			300,000			300,000
活動費			805,172		805,172			805,172
研修費		180,000			180,000			180,000
研修事業費	6,947,698	426,474			426,474			7,374,172
まつり事業費	3,468,480							3,468,480
雑費		784,609			784,609			784,609
管理費						7,375,085		7,375,085
給料手当						480,363		480,363
賞与						129,296		129,296
福利厚生費						96,055		96,055
会議費						181,917		181,917
旅費交通費						2,458,819		2,458,819
通信運搬費						72,291		72,291
減価償却費						146,087		146,087
消耗品費						178,427		178,427
印刷製本費						105,242		105,242
支払い手数料（管）						738,510		738,510
光熱水料費						86,217		86,217
賃借料						54,916		54,916
負担金						2,390,500		2,390,500
租税公課						70,000		70,000
渉外費						164,475		164,475
雑費						21,970		21,970
経常費用計	15,426,907	3,412,293	3,307,958	896,904	7,617,155	7,375,085		30,419,147
評価損益等調整前当期経常増減額	-3,383,567	-2,056,193	-252,521	-745,080	-3,053,794	7,735,374		1,298,013
評価損益等計								
当期経常増減額	-3,383,567	-2,056,193	-252,521	-745,080	-3,053,794	7,735,374		1,298,013
2．経常外増減の部								
(1)　経常外収益								
経常外収益計								
(2)　経常外費用								
経常外費用計								
当期経常外増減額								
税引前当期一般正味財産増減額	-3,383,567	-2,056,193	-252,521	-745,080	-3,053,794	7,735,374		1,298,013
当期一般正味財産増減額	-3,383,567	-2,056,193	-252,521	-745,080	-3,053,794	7,735,374		1,298,013
一般正味財産期首残高	10,182,682	-6,719,700	-2,299,112	693,576	-8,325,236	24,684,150		26,541,596
一般正味財産期末残高	6,799,115	-8,775,893	-2,551,633	-51,504	-11,379,030	32,419,524		27,839,609
Ⅱ　指定正味財産増減の部								
当期指定正味財産増減額								
指定正味財産期首残高								
指定正味財産期末残高								
Ⅲ　正味財産期末残高	6,799,115	-8,775,893	-2,551,633	-51,504	-11,379,030	32,419,524		27,839,609

法人名　　一般社団法人沖縄県私立保育園連盟

2019年度　収支計算書

平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

（単位：円）

勘定科目	予算額	決算額	差異	備考
Ⅰ　事業活動収支の部				
1．事業活動収入				
(3) 入会金収入				
7131 入会金収入	20,000	20,000		６ヵ園
(4) 会費収入				
7141 正会員会費収入	7,474,000	7,474,000		２２４ヵ園
7142 準会員会費収入	301,000	301,000		７ヵ園
7144 事業分担金受取会費	4,619,000	4,620,000	1,000	２３１ヵ園
(5) 事業収入				
7151 事業収入	801,000	801,500	500	新年会会費収入（117名）
7114 研修事業収入	9,129,000	9,129,600	600	キャリアアップ研修、保育研究大会等
7115 カンパ事業収入	3,055,000	3,055,437	437	カンパ金収入
7117 物品販売収入	151,000	151,824	824	ハブラシ、お箸、ねんど、横幕等
7118 広告料収入	703,000	703,952	952	広報誌広告料　ゼンポ広告料
(6) 補助金等収入				
7167 民間助成金収入	2,082,000	2,082,881	881	全私保連・九州私保連助成金・県共同募金会
(7) 負担金収入				
7171 負担金収入	2,310,000	2,310,000		全私保連・九州私保連分担金預
(8) 寄付金収入				
7181 寄付金収入	743,000	743,435	435	トムテ、アイティーオージャパン　他
(9) 雑収入				
7191 受取利息収入	1,000	1,516	516	定期預金利息
7193 雑収入	319,000	319,195	195	資料印刷費等
事業活動収入計	31,708,000	31,714,340	6,340	
2．事業活動支出				
(1) 事業費支出				
8108 仕入高	10,000	9,811	189	ハブラシ、お箸、書籍、ねんど　他
8111 給料手当支出	4,325,000	4,323,356	1,644	給与２人分（事業按分分）
8112 賞与支出	1,165,000	1,163,704	1,296	賞与2人分（管理按分分）
8114 福利厚生費支出	810,000	808,710	1,290	社会保険、共済会（事業按分分）
8115 旅費交通費支出	764,000	763,670	330	予対活動、各種会議、大会（事業按分分）
8116 通信運搬費支出	725,000	723,883	1,117	ゆうメール等（事業按分分）
8120 印刷製本費支出	1,078,000	1,076,296	1,704	コピーカウンター料（事業按分分）
8121 支払い手数料（事）	2,000	1,430	570	顧問料、振込手数料
8123 賃借料支出	525,000	523,200	1,800	家賃他（事業按分分）
8125 負担金支出	250,000	250,000		全私保連・九州私保連支払分担金
8127 部会活動費支出	300,000	300,000		５部×60,000
8109 活動費支出	806,000	805,172	828	請願・予対活動
8110 研修費支出	180,000	180,000		園内研究発表会６ブロック×30,000
8133 研修事業費支出	7,372,000	7,371,352	648	キャリアアップ研修、保育研究大会、研修会開催費
8135 まつり事業費支出	3,468,480	3,468,480		
8131 雑支出	785,000	784,609	391	新年会会場費、その他費用
8132 ブロック活動支出	300,000	300,000		６ブロック×50,000
(2) 管理費支出				
8142 給料手当支出	481,000	480,363	637	給与２人分（管理按分分）
8143 賞与支出	130,000	129,296	704	賞与2人分（管理按分分）
8144 福利厚生費支出	97,000	96,055	945	社会保険、共済会費（管理按分分）
8145 会議費支出	182,000	181,917	83	会議室料等
8146 旅費交通費支出	2,459,000	2,458,819	181	県外会議、役員派遣、理事会、三役会
8147 通信運搬費支出	73,000	72,291	709	電話料、郵便料（管理按分分）
8149 消耗品費支出	179,000	178,427	573	事務用品、用紙代
8151 印刷製本費支出	106,000	105,242	758	総会資料、（管理按分分）
8152 支払い手数料（管）	739,000	738,510	490	顧問料、振込手数料
8153 光熱水料費支出	87,000	86,217	783	電気料、水道料
8154 賃借料支出	55,000	54,916	84	家賃他（管理按分分）
8156 負担金支出	2,391,000	2,390,500	500	全私保連・九州私保連、社協
8157 租税公課支出	70,000	70,000		市町村民税
8158 渉外費支出	165,000	164,475	525	電報、香典、供花等
8161 雑支出	22,000	21,970	30	印刷機処理代、キャッシュガードマン保険料他
事業活動支出計	30,101,480	30,082,671	18,809	
事業活動収支差額	1,606,520	1,631,669	25,149	
Ⅱ　投資活動収支の部				
1．投資活動収入				
投資活動収入計				
2．投資活動支出				
投資活動支出計				
投資活動収支差額				

法人名　　一般社団法人沖縄県私立保育園連盟

2019年度　収支計算書

平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

（単位：円）

勘　定　科　目	予　算　額	決　算　額	差　異	備　考
Ⅲ　財務活動収支の部				
１．財務活動収入				
財務活動収入計				
２．財務活動支出				
財務活動支出計				
財務活動収支差額				
Ⅳ　予備費支出	1,606,520		1,606,520	
当期収支差額		1,631,669	1,631,669	
前期繰越収支差額	9,001,172	9,001,172		
次期繰越収支差額	9,001,172	10,632,841	1,631,669	

法人名　　一般社団法人沖縄県私立保育園連盟

2019年度 収支計算書内訳表

平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

（単位：円）

勘定科目	公益目的事業会計	その他会計				法人会計	合計
	子育て支援研究事業	事業推進福祉増進事業	カンパ事業	物品販売事業	小計	法人会計	
Ⅰ 事業活動収支の部							
1．事業活動収入							
(1) 基本財産運用収入							
(2) 特定資産運用収入							
(3) 入会金収入						20,000	20,000
7131 入会金収入						20,000	20,000
(4) 会費収入	2,998,340					9,396,660	12,395,000
7141 正会員会費収入						7,474,000	7,474,000
7142 準会員会費収入						301,000	301,000
7144 事業分担金受取会費	2,998,340					1,621,660	4,620,000
(5) 事業収入	8,575,000	1,356,100	3,055,437	151,824	4,563,361	703,952	13,842,313
7151 事業収入		801,500			801,500		801,500
7114 研修事業収入	8,575,000	554,600			554,600		9,129,600
7115 カンパ事業収入			3,055,437		3,055,437		3,055,437
7116 文化事業収入							
7117 物品販売収入				151,824	151,824		151,824
7118 広告料収入						703,952	703,952
7119 まつり事業収入							
(6) 補助金等収入	470,000					1,612,881	2,082,881
7167 民間助成金収入	470,000					1,612,881	2,082,881
(7) 負担金収入						2,310,000	2,310,000
7171 負担金収入						2,310,000	2,310,000
(8) 寄付金収入						743,435	743,435
7181 寄付金収入						743,435	743,435
(9) 雑収入						320,711	320,711
7191 受取利息収入						1,516	1,516
7193 雑収入						319,195	319,195
(10) 他会計からの繰入金収入							
7194 他会計からの繰入金収入							
事業活動収入計	12,043,340	1,356,100	3,055,437	151,824	4,563,361	15,107,639	31,714,340
2．事業活動支出							
(1) 事業費支出	15,426,907	3,409,473	3,307,958	709,335	7,426,766		22,853,673
8108 仕入高				9,811	9,811		9,811
8111 給料手当支出	2,401,868	720,559	720,559	480,370	1,921,488		4,323,356
8112 賞与支出	646,500	193,952	193,952	129,300	517,204		1,163,704
8113 退職給付支出							
8114 福利厚生費支出	449,286	134,785	134,785	89,854	359,424		808,710
8115 旅費交通費支出			763,670		763,670		763,670
8116 通信運搬費支出	461,523	118,468	143,892		262,360		723,883
8118 消耗品費支出							
8120 印刷製本費支出	716,247	166,176	193,873		360,049		1,076,296
8121 支払い手数料（事）		550	880		1,430		1,430
8122 光熱水料費支出							
8123 賃借料支出	335,305	86,720	101,175		187,895		523,200
8124 保険料支出							
8125 負担金支出			250,000		250,000		250,000
8126 租税公課支出							
8127 部会活動費支出		300,000			300,000		300,000
8128 前払金支出							
8129 寄付金支出							
8130 渉外費支出							
8109 活動費支出			805,172		805,172		805,172
8110 研修費支出		180,000			180,000		180,000
8133 研修事業費支出	6,947,698	423,654			423,654		7,371,352
8134 文化事業費支出							
8135 まつり事業費支出	3,468,480						3,468,480
8131 雑支出		784,609			784,609		784,609
8132 ブロック活動支出		300,000			300,000		300,000
(2) 管理費支出						7,228,998	7,228,998
8141 役員報酬支出							
8142 給料手当支出						480,363	480,363
8143 賞与支出						129,296	129,296
8144 福利厚生費支出						96,055	96,055
8145 会議費支出						181,917	181,917
8146 旅費交通費支出						2,458,819	2,458,819
8147 通信運搬費支出						72,291	72,291
8149 消耗品費支出						178,427	178,427
8150 修繕費支出							
8151 印刷製本費支出						105,242	105,242
8152 支払い手数料（管）						738,510	738,510
8153 光熱水料費支出						86,217	86,217
8154 賃借料支出						54,916	54,916
8155 火災保険料支出							
8156 負担金支出						2,390,500	2,390,500
8157 租税公課支出						70,000	70,000
8158 渉外費支出						164,475	164,475

法人名　　一般社団法人沖縄県私立保育園連盟

2019年度 収支計算書内訳表

平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

（単位：円）

勘　定　科　目	公益目的事業会計	その他会計				法人会計	合　計
	子育て支援研究事業	事業推進福祉増進事業	カンパ事業	物品販売事業	小　計	法人会計	
8159 総会費支出							
8160 支払利息支出							
8161 雑支出						21,970	21,970
(3) 他会計への繰入金支出							
8171 他会計への繰入金支出							
事業活動支出計	15,426,907	3,409,473	3,307,958	709,335	7,426,766	7,228,998	30,082,671
事業活動収支差額	-3,383,567	-2,053,373	-252,521	-557,511	-2,863,405	7,878,641	1,631,669
Ⅱ　投資活動収支の部							
1．投資活動収入							
(1) 基本財産取崩収入							
7211 土地売却収入							
7212 建物売却収入							
7213 投資有価証券売却収入							
(2) 特定資産取崩収入							
7221 退職給付引当資産取崩収入							
7222 減価償却引当資産取崩収入							
(3) 固定資産売却収入							
7231 土地売却収入							
7232 建物売却収入							
(4) 投資有価証券売却収入							
7241 投資有価証券売却収入							
(5) 敷金・保証金戻り収入							
7251 敷金戻り収入							
7252 保証金戻り収入							
投資活動収入計							
2．投資活動支出							
(1) 基本財産取得支出							
8211 土地取得支出							
8212 建物取得支出							
8213 投資有価証券取得支出							
(2) 特定資産取得支出							
8221 退職給付引当資産取得支出							
8222 減価償却引当資産取得支出							
(3) 固定資産取得支出							
8231 土地購入支出							
8232 建物建設(購入)支出							
8233 構築物建設支出							
8234 車両運搬具購入支出							
8235 什器備品購入支出							
8236 建設仮勘定支出							
8237 別途積立預金							
(4) 投資有価証券取得支出							
8241 投資有価証券取得支出							
(5) 敷金・保証金支出							
8251 敷金支出							
8252 保証金支出							
投資活動支出計							
投資活動収支差額							
Ⅲ　財務活動収支の部							
1．財務活動収入							
(1) 借入金収入							
7311 短期借入金収入							
7312 長期借入金収入							
財務活動収入計							
2．財務活動支出							
(1) 借入金返済支出							
8311 短期借入金返済支出							
8312 長期借入金返済支出							
財務活動支出計							
財務活動収支差額							
Ⅳ　予備費支出							
当期収支差額	-3,383,567	-2,053,373	-252,521	-557,511	-2,863,405	7,878,641	1,631,669
前期繰越収支差額	-8,668,358	-8,374,327	-1,238,016	326,949	-9,285,394	26,954,924	9,001,172
次期繰越収支差額	-12,051,925	-10,427,700	-1,490,537	-230,562	-12,148,799	34,833,565	10,632,841

法人名　　一般社団法人沖縄県私立保育園連盟

2019年度 財産目録

令和 2年 3月31日 現在

（単位：円）

貸借対照表科目		金額
（流動資産）		
	現金預金	9,979,414
	小口現金	5,987
	普通預金	6,973,427
	定期預金	3,000,000
	他会計貸付金	15,025,697
流動資産合計		25,005,111
（固定資産）		
基本財産		
	定期預金（基）	4,500,000
特定資産		
	退職給付引当資産	1,144,520
	別途積立預金	8,300,000
	運用積立預金	5,000,000
その他固定資産		
	什器備品	146,100
固定資産合計		19,090,620
資産合計		44,095,731
（流動負債）		
	預り金	85,905
	他会計借入金	15,025,697
流動負債合計		15,111,602
（固定負債）		
	退職給付引当金	1,144,520
固定負債合計		1,144,520
負債合計		16,256,122
正味財産		27,839,609

令和元年度公益目的支出計画実施報告書に関する監査報告

一般社団法人 沖縄県私立保育園連盟
会長　仲地　賢　殿

私たち監事は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの令和元年度事業年度における公益目的支出計画実施報告書について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第127条第2項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律124条第1項及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則第43条の規定に基づき、本報告書を作成し以下の通り報告します。

1　監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からのその職務の執行について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査し、当該事業年度に係る公益目的支出計画実施報告書について精査しました。

2、監査意見

ア　公益目的支出及び実施事業収入について、事業別区分経理を行ったうえで各事業に関連する費用及び収入が適正な基準で配賦されていると認めます。

イ　公益目的支出計画が計画どおり実施されていることによって、適切な公益目的収支差額となっており、公益目的財産額が見込みどおりに減少していると判断します。

ウ　行政庁へ提出すべき公益目的支出計画実施報告書に関する書類が備わっていることを確認しました。

以上、当法人の公益目的支出計画実施報告書は、法令及び定款に従い、公益目的支出計画の実施の状況を正しく示しているものと認めます。

令和2年5月8日

監事　仲村晴美

監事　宮城信仁

監事　上原直

監事監査報告書(一般法人)

一般社団法人 沖縄県私立保育園連盟
会長　仲地　賢　殿

私たちは、本法人の令和元年度 事業年度(　令和元年４月１日から令和２年３月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果に付き、以下の通り報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主たる事務所及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、正味財産増減計算書、個別注記表、付属明細書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1)　事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

(2)　会計帳簿や、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。

(3)　計算書類は、法令及び定款に従い、収支及び財産の状況等を正しく示しているものと認めます。

(4)　理事の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

以上

令和２年５月８日

監事　仲村晴美

監事　島城信仁

監事　上原直

備 品 台 帳

令和2年3月31日現在

備品名	金額	購入年月日
電　　話	1	昭和54年3月
テーブル6脚	1	昭和61年3月
保　管　庫	1	昭和61年3月
保　管　庫	1	昭和61年3月
机	1	昭和61年3月
黒板	1	昭和61年3月
スチ　ール棚	1	平成7年3月
藤イス、テービル	1	平成7年3月
製　本　機	1	平成13年3月
電動ホッチキス	1	平成13年3月
パ ソ コ ン	1	平成24年3月
ノートパソコン	1	平成24年5月
プロジェクター	1	平成24年6月
公益大臣 ソフト（会計ソフト）	146,087	平成２９年６月
合　計	**¥146,100**	

第４号議案

2020年度 事業計画（案）について

Ⅰ．全体的な取り組み

Ⅱ．各部の活動計画

Ⅲ．各ブロックの活動計画

２０２０年度 事 業 計 画 書 （案）

Ⅰ．全体的な取り組み

１．はじめに

新型コロナウイルスの余波が心配される中２０２０年度が始まりました。２０１９年度末から続くこの感染症の対応には、当連盟でも看過できない事態として取り組んできました。地震・津波・台風・豪雨・災害規模の猛暑等々、様々なリスクを想定した保育現場での対応策に今年度は取り組みます。近年は地震などの“自然災害”の他、環境汚染に起因した災害やこのたびの感染症などの“人為災害”も規模が甚大になっている印象があります。子どもの安全・安心を追及する「リスク管理」研修に、特に力を入れていきます。

保育士のイメージアップは、行政もテレビＣＭに取り上げるなどの取り組みをしていますが、保育実施責任者である市町村との連携で、各地域・園長会独自の保育士イメージアップ事業を展開していきます。また、進路を決定する時期の中高校生に向けての「保育の魅力」発信事業を中学校、高等学校、更には養成校も巻き込んで行い、保育士（園）の社会認知度の向上を図ります。

各保育現場には、保育に関する専門知識や技術が豊富に蓄積されています。それらの専門知識や技術を地域社会に還元する活動を、県社協の「サンクス運動」の一環として、社会的地位の向上を図る目的で推進します。

日本一合計特殊出生率の高い本県ですが、本県にも人口減少の波は押し寄せています。全私保でも取り組み始めた「人口減少地域の問題」を、本県の実情に即して適宜取り組みます。

沖縄でも近年増える傾向にある、子どもの貧困問題・児童虐待問題を、専門家の意見を取り入れながら対応策策定にあたり、本県のすべての子どもたちの人権が尊重され、受けられる利益を最大限に享受できるよう取り組みます。

７５年前、戦争で愛する肉親を失いながらもたくましく明るく生き延びたウチナーのオバーたち。そのアイデンティティーを受け継ぎ明るくたくましく子育てをする“沖縄の母親”に焦点を当て、沖縄の母親たちから、子育ての要諦を学び、当連盟の事業に活かす取り組みを模索します。

２.活動項目

(1)対国活動の推進

(2)対県、対市町村活動の推進

イ. 沖縄県子ども生活福祉部子育て支援課と連携した「予算説明会」等の開催。その他児童虐待・子どもの貧困問題、保育士確保・離職防止対策問題、保育現場で混乱が生じる恐れのある給食費実費徴収問題等の意見交換会等の開催。

ロ. 市町村園長会活動の支援（園長会のない町村への情報提供、支援）

(3)研修活動の充実、強化

イ.専門家招聘による研修の実施（キャリアアップ研修会含む）

ロ.当連盟主催保育研究大会の開催

ハ.県保協主催保育研究大会への参加派遣

ニ.九州、全国の保育研究大会への参加派遣

ホ.リスク管理研修会の企画開催

ヘ.沖縄の母親を招聘、講演会の開催

(4)組織活動の強化

イ.各部、各ブロック活動の強化

ロ.各市町村と市町村園長会等との連携による求人合同説明会及び保育士人材発掘事業（仮）、保育の魅力発信事業（仮）等の合同開催

ハ.人口減少社会の調査研究

(5)関係団体との連携

イ.九州保育三団体、全国関係団体との連携

ロ.県内保育関係団体、養成校との連携

(6)園長会、理事会の開催

イ.総会、臨時園長会の開催

ロ.定例理事会、臨時理事会の開催

(7)事務局の強化

イ.事務員（フルタイム）二名、パート一名体制の構築

ロ.ホームページ更新等、事務局業務の強化

(8)顧問活動

イ. 理事会への招聘、講話会の適宜開催

Ⅱ．各部の活動計画

１．総務部

○ 理事会開催に関する諸業務（資料、議事録、文書管理等）

○ 園長会、総会、新年会等の開催に関する諸業務（資料作成、会場設営、受付、湯茶等）

○ 私保連関連の県外研修の旅行社選定、参加取りまとめ等

○ 養成校との懇談会の調整、参加

○ 人材育成事業（青年会議）

○ 他部の主管する研修会・集会への協力

○ その他、会長が指示すること

※ 定例部会　必要に応じて開催

定例役員会　毎月第1火曜日開催（青年会議役員会合同）

（総務部長　仲間　明）

2．広報部

○ 【広報誌の発行】（第141号、第142号、第143号）年3回発行

141号　〈７月〉

第65回定期総会／研修　新規加入園紹介　園長交代紹介　各部長挨拶

各ブロック長挨拶　保育士の声　子どものつぶやき　夏の風景（写真）

保育情報　沖私保連の動き　（16P予定）

142号　〈10月〉

沖私保連保育研究大会／分科会　新規加入園紹介　「国へ向けた署名・ｶﾝﾊﾟ運動」

保育士の声　子どものつぶやき　秋の風景（写真）　保育情報　沖私保連の動き

143号　〈1月〉

会長新年の挨拶　沖縄県子ども生活福祉部長新年の挨拶　新年交流会　（12P予定）

各ブロック活動報告　令和2年度受賞者紹介　予対部要請活動報告　保育士の声

子どものつぶやき　冬の風景（写真）保育情報　沖私保連の動き（16P予定）

○ホームページ更新（新規加入園、訂正、組織図、等）

※部会開催　定例／毎月　その都度、必要に応じて開催。

（広報部長　嘉陽　理子）

3．予対部

○ 九州保育三団体と連動した国への要望活動（署名カンパ運動の実施）

○ 県、県議会に対する運動の展開

○ 各市町村の補助金実施調査

○ 各市町村の保育情勢課題の共有及び各市町村園長会との連携

○ 予対部ニュースの発行

※部会開催日　定例部会　偶数月　第３金曜日

（予対部長　田仲雄二）

4．事業部

○ ブッククラブ（トムテの絵本販売事業）

○ 各種保育資材等の紹介、斡旋

○ AEDの普及

○ 保険の加入促進

○ 文化活動事業

○ 事業部会開催：偶数月（その他必要に応じて）

（事業部長　岸本　恵美子）

5．研修部

○ 第32回保育研究大会

日時　　令和２年９月５日（土）　１０：００～１６：３０

会場　　リザンシーパークホテル谷茶ベイ

基調講演　　東洋大学教授　高山　静子　氏

○ 保育士等キャリアアップ研修会　　（保健衛生・安全対策分野）

日時　　令和２年１１月　９：３０～１８：００（２日間）

場所　　未定

○ キャリアアップ研修会（幼児教育分野）

日時　　令和２年１２月・２月　９：３０～１８：００（２日間）

会場　　未定

○ 園長研修会（マネジメント）

日時　　令和３年１月

場所　　未定

※定例部会開催日　毎月第１月曜日　必要に応じて三役会、臨時部会を開催する。

（研修部長　安河山　チエミ）

Ⅲ．各ブロックの活動計画

１．北部ブロック

4月　15日（水）第１回定例園長会
6月　17日（水）第２回定例園長会
8月　19日（水）第３回定例園長会
10月　21日（水）第４回定例園長会
12月　 6日（日）北部ブロック園内研究発表会
12月　 5日（土）第５回定例園長会
2月　17日（水）第６回定例園長会

（北部ブロック長　當銘　巧）

2．中部北ブロック

6月　 4日（木）第１回園長会
8月　 7日（金）第２回園長会
10月　 2日（金）第３回園長会及び園長研修会
12月　 4日（金）第４回園長会　会議終了後園長交流会
1月　 9日（土）園内研究発表会
3月　 5日（金）第５回園長会

※ 場合によっては、緊急臨時園長会を持つことがあります

（中部北ブロック長　勝連　民人）

3．中部南ブロック

4月　 8日（水）定例園長会
6月　10日（水）定例園長会
8月　　（土）園内研究発表会（案）
8月　12日（水）定例園長会
9月　　（土）職員研修会（案）
10月　14日（水）定例園長会
12月　 9日（水）定例園長会
2月　10日（水）定例園長会

※ 必要に応じて、緊急園長会を開催することがあります。
○園長研修会（案）

（中部南ブロック長　上間　浩也）

4．那覇ブロック

4月　15日（水）園長会総会
5月　14日（木）定例園長会
6月　 4日（木）定例園長会
7月　 2日（木）定例園長会
7月　　（土）那覇ブロック研究発表会
8月　 6日（木）定例園長会
9月　 3日（木）定例園長会
10月　 1日（木）定例園長会
11月　 5日（木）定例園長会
12月　 3日（木）定例園長会
1月　 7日（木）定例園長会
2月　 4日（木）定例園長会
3月　 4日（木）定例園長会

※ 那覇市法人立保育園那覇市園長会と連動して、ブロック会を行います
※ 必要に応じて臨時役員会、臨時ブロック会を行います

（那覇ブロック長　赤嶺　朱美）

5. 南部ブロック

4月　16日（木）総会
6月　11日（木）定例園長会
未定　　職員研修
8月　20日（木）定例園長会
10月　 8日（木）定例園長会・親睦会
12月　10日（木）定例園長会・親睦会
1月　16日（土）園内研究発表会
2月　18日（木）定例園長会

（南部ブロック長　金城　友枝）

6. 先島ブロック

○ 八重山地区

懇親会　　子育て支援課と調整する。
先島園長会in石垣
地区別（社協合同）
講演会　　9月予定
研究発表会　11月予定
園長会　　（毎月1回）
実行委員会　（毎月1回）
給食友の会　（毎月1回）

（先島ブロック長　山盛　元）

○ 宮古地区

4 月　　日（　）園長会　新役員：表敬訪問（福祉部児童家庭課）
5 月　　日（　）定例会
6 月　　日（　）定例会
7 月　　日（　）先島地区園長会（石垣開催）予定
8 月　　日（　）定例会
9 月　　日（　）定例会
10 月　　日（　）定例会
11 月　　日（　）定例会
12 月　　日（　）定例会
1 月　　日（　）定例会
2 月　　日（　）定例会　・園内研究発表会予定
3 月　　日（　）園長会

（先島副ブロック長　下地　玲子）

第５号議案

2020年度収支予算書（報告）について

Ⅰ．収支予算書

Ⅱ．収支予算書内訳表

法人名　　一般社団法人沖縄県私立保育園連盟

2020年度　収支予算書

令和 3年 3月31日

（単位：円）

勘　定　科　目	当年度予算額	前年度予算額	増　減	備　考
Ⅰ　事業活動収支の部				
1．事業活動収入				
(3) 入会金収入				
入会金収入	1,000	20,000	-19,000	1ヵ園
(4) 会費収入				
正会員会費収入	7,400,000	7,474,000	-74,000	２２３ヵ園
準会員会費収入	300,000	301,000	-1,000	７ヵ園
事業分担金受取会費	3,450,000	4,619,000	-1,169,000	15,000円×230ヵ園
(5) 事業収入				
事業収入	800,000	801,000	-1,000	新年会等
研修事業収入	7,000,000	9,129,000	-2,129,000	キャリアアップ研修、研修会　等
カンパ事業収入	3,000,000	3,055,000	-55,000	カンパ金収入
物品販売収入	20,000	151,000	-131,000	ハブラシ、お箸、書籍、ねんど　等
広告料収入	700,000	703,000	-3,000	広報誌広告料
(6) 補助金等収入				
民間助成金収入	1,600,000	2,082,000	-482,000	全私保連・九州私保連助成金
(7) 負担金収入				
負担金収入	2,300,000	2,310,000	-10,000	全私保連・九州私保連預
(8) 寄付金収入				
寄付金収入	700,000	743,000	-43,000	トムテ、アイティーオージャパン他
(9) 雑収入				
受取利息収入	1,000	1,000	0	定期預金利息
雑収入	300,000	319,000	-19,000	全私保連会議派遣費旅費、資料印刷費
事業活動収入計	27,572,000	31,708,000	-4,136,000	
2．事業活動支出				
(1) 事業費支出				
仕入高	10,000	10,000	0	ハブラシ、お箸、日誌、書籍、ねんど
給料手当支出	2,620,000	4,325,000	-1,705,000	給与２人分（事業按分分）
賞与支出	590,000	1,165,000	-575,000	賞与2人分（事業按分分）
福利厚生費支出	540,000	810,000	-270,000	社会保険、共済費（事業按分分）
旅費交通費支出	800,000	764,000	36,000	予対活動、各種会議、大会
通信運搬費支出	430,000	725,000	-295,000	ゆうメール等送料（事業按分分）
印刷製本費支出	900,000	1,078,000	-178,000	コピーカウンター料（事業按分分）
支払い手数料（事）	1,000	2,000	-1,000	顧問料、振込手数料
賃借料支出	340,000	525,000	-185,000	家賃等
負担金支出	250,000	250,000	0	全私保連・九州私保連分担金支払
部会活動費支出	300,000	300,000	0	６ブロック×50,000
活動費支出	800,000	806,000	-6,000	予対活動
研修費支出	190,000	180,000	10,000	園内研究発表会６ブロック×30,000
研修事業費支出	6,000,000	7,372,000	-1,372,000	研修会開催事業費
文化事業費支出	1,500,000	0	1,500,000	
まつり事業費支出	0	3,468,480	-3,468,480	私保連まつり
雑支出	0	785,000	-785,000	新年会会場費、その他費用
ブロック活動支出	0	300,000	-300,000	6ブロック×50,000
(2) 管理費支出				
給料手当支出	2,100,000	481,000	1,619,000	給与２人分（管理按分分）
賞与支出	500,000	130,000	370,000	賞与2人分（管理按分分）
福利厚生費支出	435,000	97,000	338,000	社会保険、共済会（管理按分分）
会議費支出	200,000	182,000	18,000	会議室料金
旅費交通費支出	2,500,000	2,459,000	41,000	県外会議、役員派遣、理事会、三役会
通信運搬費支出	400,000	73,000	327,000	電話料、郵便料（管理按分分）
消耗品費支出	200,000	179,000	21,000	事務用品、用紙代
印刷製本費支出	150,000	106,000	44,000	キャノンコピーカウンター料（管理按分分）
支払い手数料（管）	750,000	739,000	11,000	顧問料、振込手数料
光熱水料費支出	85,000	87,000	-2,000	電気料、水道料
賃借料支出	280,000	55,000	225,000	家賃他（管理按分分）
負担金支出	2,400,000	2,391,000	9,000	全私保連・九州私保連、社協
租税公課支出	70,000	70,000	0	
渉外費支出	150,000	165,000	-15,000	電報、香典、供花等
雑支出	30,000	22,000	8,000	
事業活動支出計	25,521,000	30,101,480	-4,580,480	
事業活動収支差額	2,051,000	1,606,520	444,480	
Ⅱ　投資活動収支の部				
1．投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2．投資活動支出				

法人名　　一般社団法人沖縄県私立保育園連盟

2020年度　収支予算書

令和 3年 3月31日

（単位：円）

勘　定　科　目	当年度予算額	前年度予算額	増　減	備　考
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
Ⅲ　財務活動収支の部				
１．財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
２．財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
Ⅳ　予備費支出	2,051,000	1,606,520	444,480	
当期収支差額	0	0	0	
前期繰越収支差額	-24,200,724	9,001,172	-33,201,896	
次期繰越収支差額	-24,200,724	9,001,172	-33,201,896	

法人名　　一般社団法人沖縄県私立保育園連盟

2020年度　収支予算書内訳表

令和 3年 3月31日

（単位：円）

勘　定　科　目	公益目的事業会計	その他会計				法人会計	合　　計
	子育て支援研究事業	事業推進福祉増進事業	カンパ事業	物品販売事業	小　　計	法人会計	
Ⅰ　事業活動収支の部							
1．事業活動収入							
(3) 入会金収入						1,000	1,000
入会金収入						1,000	1,000
(4) 会費収入		1,500,000			1,500,000	9,650,000	11,150,000
正会員会費収入						7,400,000	7,400,000
準会員会費収入						300,000	300,000
事業分担金受取会費		1,500,000			1,500,000	1,950,000	3,450,000
(5) 事業収入	7,000,000	800,000	3,000,000	20,000	3,820,000	700,000	11,520,000
事業収入		800,000			800,000		800,000
研修事業収入	7,000,000						7,000,000
カンパ事業収入			3,000,000		3,000,000		3,000,000
物品販売収入				20,000	20,000		20,000
広告料収入						700,000	700,000
(6) 補助金等収入						1,600,000	1,600,000
民間助成金収入						1,600,000	1,600,000
(7) 負担金収入						2,300,000	2,300,000
負担金収入						2,300,000	2,300,000
(8) 寄付金収入						700,000	700,000
寄付金収入						700,000	700,000
(9) 雑収入						301,000	301,000
受取利息収入						1,000	1,000
雑収入						300,000	300,000
事業活動収入計	7,000,000	2,300,000	3,000,000	20,000	5,320,000	15,252,000	27,572,000
2．事業活動支出							
(1) 事業費支出	10,200,000	2,300,000	2,761,000	10,000	5,071,000		15,271,000
仕入高				10,000	10,000		10,000
給料手当支出	2,000,000	170,000	450,000		620,000		2,620,000
賞与支出	500,000	30,000	60,000		90,000		590,000
福利厚生費支出	400,000	40,000	100,000		140,000		540,000
旅費交通費支出			800,000		800,000		800,000
通信運搬費支出	350,000	40,000	40,000		80,000		430,000
印刷製本費支出	700,000		200,000		200,000		900,000
支払い手数料（事）			1,000		1,000		1,000
賃借料支出	250,000	30,000	60,000		90,000		340,000
負担金支出			250,000		250,000		250,000
部会活動費支出		300,000			300,000		300,000
活動費支出			800,000		800,000		800,000
研修費支出		190,000			190,000		190,000
研修事業費支出	6,000,000						6,000,000
文化事業費支出		1,500,000			1,500,000		1,500,000
(2) 管理費支出						10,250,000	10,250,000
給料手当支出						2,100,000	2,100,000
賞与支出						500,000	500,000
福利厚生費支出						435,000	435,000
会議費支出						200,000	200,000
旅費交通費支出						2,500,000	2,500,000
通信運搬費支出						400,000	400,000
消耗品費支出						200,000	200,000
印刷製本費支出						150,000	150,000
支払い手数料（管）						750,000	750,000
光熱水料費支出						85,000	85,000
賃借料支出						280,000	280,000
負担金支出						2,400,000	2,400,000
租税公課支出						70,000	70,000
渉外費支出						150,000	150,000
雑支出						30,000	30,000
事業活動支出計	10,200,000	2,300,000	2,761,000	10,000	5,071,000	10,250,000	25,521,000
事業活動収支差額	-3,200,000		239,000	10,000	249,000	5,002,000	2,051,000
Ⅱ　投資活動収支の部							
1．投資活動収入							
投資活動収入計							
2．投資活動支出							
投資活動支出計							
投資活動収支差額							
Ⅲ　財務活動収支の部							
1．財務活動収入							
財務活動収入計							

法人名　　一般社団法人沖縄県私立保育園連盟

2020年度　収支予算書内訳表

令和 3年 3月31日

（単位：円）

勘　定　科　目	公益目的事業会計	その他会計				法人会計	合　　計
	子育て支援研究事業	事業推進福祉増進事業	カンパ事業	物品販売事業	小　　計	法人会計	
２．財務活動支出							
財務活動支出計							
財務活動収支差額							
Ⅳ　予備費支出				10,000	10,000	2,041,000	2,051,000
当期収支差額	-3,200,000		239,000		239,000	2,961,000	
前期繰越収支差額	-12,051,925	-10,427,700	-1,490,537	-230,562	-12,148,799		-24,200,724
次期繰越収支差額	-15,251,925	-10,427,700	-1,251,537	-230,562	-11,909,799	2,961,000	-24,200,724

第６号議案

運営内規の一部改正について

（一社）沖縄県私立保育園連盟　運営内規　改正比較表

変更前の条文	変更後の条文	内容
（目　的） 第１条　　この運営内規は、一般社団法人沖縄県私立保育園連盟定款第 40 条の（委任）に基づき、運営に必要な事項を定める。 第２条から第１４条省略 （会　　費） 第１５条　定款７条（経費の負担）については円滑な運営に資するために、年会費は次のとおりとする。 （1）　新規加入園は入会金として 10,000 円を納入するものとする。 （2）　保育園の利用定員　30 人以下　32,000 円 31 人 ～ 60 人　38,000 円 61 人 ～ 90 人　43,000 円 91 人 ～ 120 人　45,000 円 121 人 ～ 150 人　47,000 円 151 人 ～ 180 人　49,000 円 181 人 以上　50,000 円 （3）　前項（2）の会費に加え事業分担金 20,000 円を加算するものとする。 （4）　前項（2）の会費は公益社団法人全国私立保育園連盟の分担金 10,000 円も含むものとする。 以下省略	（目　的） 第１条　　この運営内規は、一般社団法人沖縄県私立保育園連盟定款第 40 条の（委任）に基づき、運営に必要な事項を定める。 第２条から１４条省略 （会　　費） 第１５条　定款７条（経費の負担）については円滑な運営に資するために、年会費は次のとおりとする。 （1）　新規加入園は入会金として 10,000 円を納入するものとする。 （2）　保育園の利用定員　30 人以下　32,000 円 31 人 ～ 60 人　38,000 円 61 人 ～ 90 人　43,000 円 91 人 ～ 120 人　45,000 円 121 人 ～ 150 人　47,000 円 151 人 ～ 180 人　49,000 円 181 人 以上　50,000 円 （3）　前項（2）の会費に加え事業分担金 15,000 円を加算するものとする。 （4）　前項（2）の会費は公益社団法人全国私立保育園連盟の分担金 10,000 円も含むものとする。 以下省略 附則 この内規は令和２年４月１日から一部改正し実施する。	事業分担金の額の変更 附則の挿入

旧　運　営　内　規

一般社団法人 沖縄県私立保育園連盟運営内規

（目　　的）

第１条　この運営内規は、一般社団法人沖縄県私立保育園連盟定款第40条の（委任）に基づき、運営に必要な事項を定める。

（機　　関）

第２条　定款第３条（目的）及び第４条（事業）の円滑な遂行に資するために、部会、研究委員会、ブロック会を組織する。

（部　　会）

第３条　各部会では、次に掲げる業務を行う。

(1) 総　務　部	(1) 総務、理事会の開催、事務局全般の事務庶務、文書管理
	(2) 会計及び財務に関する事項
	(3) 官庁、自治団体等、他団体との連絡調整
	(4) 部の連絡調整に関する事項
	(5) 組織拡大強化及び相互の連絡
(2) 広　報　部	(1) 「私保連だより」の編集発行
	(2) 啓発宣伝に関する事項
(3) 予算対策部	(1) 運営及び保育予算等に関する調査研究
	(2) 市、町村、県、国への予算獲得運動、保育条件改善運動
	(3) 保育園の経営及び運営改善に関する相談
	(4) 調査活動に関する事項
(4) 事　業　部	(1) 各種保育資材の紹介及び斡旋
	(2) 会員の親睦及び文化活動に関すること
	(3) 職員の福利厚生に関する事業
(5) 研　修　部	(1) 理事、園長及び職員研修に関すること
	(2) 各種研究大会への派遣及び指導助言
	(3) テーマ別研究会の企画実施

（部 長 等）

第４条　定款第２０条に規定する役員のほか、各部に部長及び副部長を置く。

（部長等の選任）

第５条　部長は、理事の中から選出する。

（部長等の任務）

第６条　部長は、第３条（部会）に掲げる業務を遂行する。

（部長等の任期）

第７条　部長の任期については定款の規定を準用する。

（部員の選任）

第８条　部会は、会員の中から希望者を募り、設置する。部員の数及び人選等は、理事会で承認する。

（研究委員会）

第９条　理事会の議決により、テーマ別研究会と特別委員会を設置することができる。

（ブロック）

第10条　本連盟を、次のブロックに分ける。

(1) 北部ブロック
(2) 中部北ブロック
(3) 中部南ブロック
(4) 那覇ブロック

(5) 南部ブロック
(6) 先島ブロック

（ブロック会の運営）

第11条　ブロック会の運営に必要な事項は、ブロック会において、取り決めるものとする。

（ブロック長の選出）

第12条　各ブロックに、それぞれ互選によってブロック長及び副ブロック長等を置く。

（理事候補者の選出）

第13条　会長及び各ブロック長でもって理事候補選考委員会を組織する。

2　各ブロックより１名、その他私保連運営上必要な理事候補者を選考し、総会に推薦する。

3　監事候補者も選考し、総会に推薦する。

（園 長 会）

第14条　理事会が必要と認めた時は、園長会を開催することができる。

（会　　費）

第15条　定款７条（経費の負担）については円滑な運営に資するために、年会費は次のとおりとする。

(1)　新規加入園は入会金として10,000円を納入するものとする。

(2)　保育園の定員

30人以下	32,000円
31人～ 60人	38,000円
61人～ 90人	43,000円
91人～120人	45,000円
121人～150人	47,000円
151人～180人	49,000円
181人以上	50,000円

(3)　前項(2)の会費に加え事業分担金20,000円を加算するものとする。

(4)　前項（2）の会費は公益社団法人全国私立保育園連盟の分担金10,000円も含むものとする。

（内規の制定改廃）

第16条　この内規を廃止又は全部改正しようとするとき、総会の議決を一部改正しようとするときは、理事会の議決をそれぞれ経なければならない。

（補　　則）

第17条　この内規に定めるもののほか、必要な事項は理事会が定める。

附　則

この内規は、昭和58年5月25日から実施する。

この内規は、平成3年4月18日から実施する。

この内規は、平成26年1月8日から実施する。

この内規は、平成31年4月1日から一部改正し実施する。

新　運　営　内　規

一般社団法人 沖縄県私立保育園連盟運営内規

（目　　的）

第１条　この運営内規は、一般社団法人沖縄県私立保育園連盟定款第40条の（委任）に基づき、運営に必要な事項を定める。

（機　　関）

第２条　定款第３条（目的）及び第４条（事業）の円滑な遂行に資するために、部会、研究委員会、ブロック会を組織する。

（部　　会）

第３条　各部会では、次に掲げる業務を行う。

(1) 総　務　部	(1) 総務、理事会の開催、事務局全般の事務庶務、文書管理
	(2) 会計及び財務に関する事項
	(3) 官庁、自治団体等、他団体との連絡調整
	(4) 部の連絡調整に関する事項
	(5) 組織拡大強化及び相互の連絡
(2) 広　報　部	(1) 「私保連だより」の編集発行
	(2) 啓発宣伝に関する事項
(3) 予算対策部	(1) 運営及び保育予算等に関する調査研究
	(2) 市、町村、県、国への予算獲得運動、保育条件改善運動
	(3) 保育園の経営及び運営改善に関する相談
	(4) 調査活動に関する事項
(4) 事　業　部	(1) 各種保育資材の紹介及び斡旋
	(2) 会員の親睦及び文化活動に関すること
	(3) 職員の福利厚生に関する事業
(5) 研　修　部	(1) 理事、園長及び職員研修に関すること
	(2) 各種研究大会への派遣及び指導助言
	(3) テーマ別研究会の企画実施

（部 長 等）

第４条　定款第２０条に規定する役員のほか、各部に部長及び副部長を置く。

（部長等の選任）

第５条　部長は、理事の中から選出する。

（部長等の任務）

第６条　部長は、第３条（部会）に掲げる業務を遂行する。

（部長等の任期）

第７条　部長の任期については定款の規定を準用する。

（部員の選任）

第８条　部会は、会員の中から希望者を募り、設置する。部員の数及び人選等は、理事会で承認する。

（研究委員会）

第９条　理事会の議決により、テーマ別研究会と特別委員会を設置することができる。

（ブロック）

第10条　本連盟を、次のブロックに分ける。

(1) 北部ブロック
(2) 中部北ブロック
(3) 中部南ブロック
(4) 那覇ブロック

(5) 南部ブロック
(6) 先島ブロック

（ブロック会の運営）

第11条　ブロック会の運営に必要な事項は、ブロック会において、取り決めるものとする。

（ブロック長の選出）

第12条　各ブロックに、それぞれ互選によってブロック長及び副ブロック長等を置く。

（理事候補者の選出）

第13条　会長及び各ブロック長でもって理事候補選考委員会を組織する。

2　各ブロックより１名、その他私保連運営上必要な理事候補者を選考し、総会に推薦する。

3　監事候補者も選考し、総会に推薦する。

（園 長 会）

第14条　理事会が必要と認めた時は、園長会を開催することができる。

（会　　費）

第15条　定款７条（経費の負担）については円滑な運営に資するために、年会費は次のとおりとする。

(1)　新規加入園は入会金として10,000円を納入するものとする。

(2)　保育園の定員

30人以下	32,000円
31人～ 60人	38,000円
61人～ 90人	43,000円
91人～120人	45,000円
121人～150人	47,000円
151人～180人	49,000円
181人以上	50,000円

(3)　前項(2)の会費に加え事業分担金15,000円を加算するものとする。

(4)　前項（2）の会費は公益社団法人全国私立保育園連盟の分担金10,000円も含むものとする。

（内規の制定改廃）

第16条　この内規を廃止又は全部改正しようとするとき、総会の議決を一部改正しようとするときは、理事会の議決をそれぞれ経なければならない。

（補　　則）

第17条　この内規に定めるもののほか、必要な事項は理事会が定める。

附　則

この内規は、昭和58年5月25日から実施する。
この内規は、平成3年4月18日から実施する。
この内規は、平成26年1月8日から実施する。
この内規は、平成31年4月1日から一部改正し実施する。
この内規は、令和2年4月1日から一部改正し実施する

第７号議案

就業規則の一部改正について

（一社）沖縄県私立保育園連盟　就業規則　改正比較表

変更前の条文	変更後の条文	内容
第１章　総　　則 （目　的） 第１条　この就業規則（以下「規則」という。）は、一般社団法人沖縄県私立保育園連盟（以下「本連盟」という）の職員の労働条件、服務規律その他の就業に関する事項を定めるものである。 第 2 条～27 条省略 （基本給） 第２８条　基本給は、本人の職務内容、技能、勤務成績、年齢等を考慮して各人別に決定する。（別表 3） 第 29 条～32 条省略 （賃金の計算期間及び支払日） 第３３条　　賃金は、毎月末日に締切り、当月末日に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支払う。 ２　計算期間中の中途で採用され、又は退職した場合の賃金は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。 第 34 条～52 条省略	第１章　総　　則 （目　的） 第１条　この就業規則（以下「規則」という。）は、一般社団法人沖縄県私立保育園連盟（以下「本連盟」という）の職員の労働条件、服務規律その他の就業に関する事項を定めるものである。 第 2 条～27 条省略 （基本給） 第２８条　基本給は、初任給格付け表（別表４）及び本人の職務内容、技能、勤務成績、年齢等を考慮して各人別に決定する。（別表 3） 第 29 条～32 条省略 （賃金の計算期間及び支払日） 第３３条　　賃金は、毎月末日に締切り、翌月５日に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支払う。 ２　計算期間中の中途で採用され、又は退職した場合の賃金は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。 第 34 条～52 条省略	 語句の挿入 支払日の変更

別表３（給与）

号俸	沖私保連給与表		
1	135,600	21	219,200
2	139,000	22	222,200
3	142,300	23	225,000
4	145,900	24	227,700
5	149,800	25	230,100
6	154,400	26	232,200
7	158,700	27	234,600
8	164,300	28	236,800
9	172,200	29	239,000
10	177,300	30	241,100
11	182,400	31	242,900
12	187,300		
13	191,600		
14	195,500		
15	199,500		
16	203,300		
17	207,100		
18	210,400		
19	213,600		
20	216,400		

別表３（給与）

号俸	沖私保連給与表		
1	140,800	21	222,700
2	146,400	22	224,900
3	152,200	23	227,100
4	158,200	24	229,300
5	164,500	25	231,500
6	169,400	26	233,800
7	174,400	27	236,100
8	179,600	28	238,400
9	184,900	29	240,700
10	190,400	30	243,100
11	194,200	31	245,500
12	198,000		
13	201,900		
14	205,900		
15	210,000		
16	212,100		
17	214,200		
18	216,300		
19	218,400		
20	220,500		

最低賃金に合わせた俸給表の改定

別表４（初任給格付け）

学歴	初任給 号俸	備　　考
大学	7	
短大・専門	5	
高校	3	
中学	1	

初任給格付けの表の挿入

旧　就業規則

一般社団法人 沖縄県私立保育園連盟 就業規則

第１章　総　　則

（目　的）

第１条　　この就業規則（以下「規則」という。）は、一般社団法人沖縄県私立保育園連盟（以下「本連盟」という）の職員の労働条件、服務規律その他の就業に関する事項を定めるものである。

（適用範囲）

第２条　　この規則は、第２章で定める手続きにより採用された職員に適用する。

（職員の種類）

第２条の２　職員の種類は、次のとおりとする。

（１）正職員

無期契約職員、有期契約職員、パートタイマー、嘱託職員以外で期間の定めのない契約により雇用する者

（２）無期契約職員

正職員以外で、期間の定めのない契約により雇用する者

（３）有期契約職員

期間を定めて雇用する者

（４）パートタイマー

期間を定めて雇用する者で、正職員より労働時間、労働日数が少ない契約により雇用する者

（５）嘱託職員

60 歳定年後に、一定期間を定めて再雇用する者

（適用除外）

第２条の３　労働基準法 41 条に定める者のうち、次の各号のいずれかに該当する者の労働時間、休憩および休日については、原則として本規則の規定を適用するが、第１号に該当する者は、その管理を本人が自主的に行うものとする。

①管理もしくは監督の地位にある者

②本連盟が機密の事務を取り扱う者として指定した者

２　前項各号のいずれかに該当する者に対し、第 17 条（時間外及び休日労働）、第 18 条（休日の振替）、第 19 条（代休）の規定は、適用しない。

（規則の遵守）

第３条　　本連盟及び職員は、ともにこの規則を守り、相協力して業務の運営に当たらなければならない。

第２章　採用、異動等

（採用手続き）

第４条　　本連盟は、就職希望者のうちから選考して、職員を採用する。

（採用時の提出書類）

第５条　　職員に採用された者は、次の書類を採用日から２週間以内に提出しなければならない。

①　履歴書

②　資格証明書

③　健康診断書（3 か月以内に受診したもの）

④　職歴のある者にあっては、年金手帳及び雇用保険被保険者証

⑤　マイナンバーがわかるもの

⑥　その他法人が指定するもの

２　前項の提出書類の記載事項に変更を生じたときは、速やかに書面でこれを届け出なければならない

（試用期間）

第６条　　新たに採用したものについては、採用の日から３か月間を試用期間とする。ただし、本連盟が適当と認めるときは、この期間を短縮し、又は設けないことがある。

２　試用期間中に職員として不適格と認められた者は、解雇することがある。

３　試用期間は、勤続年数に通算する。

（労働条件の明示）

第７条　　本連盟は、職員との労働契約の締結に際しては、採用時の賃金、就業場所、従事する業務、労働時間、休日、その他の労働条件を明らかにするための労働条件通知書及びこの規則を交付して労働条件を明示するものとする。

（人事異動）

第８条　　本連盟は、業務上必要がある場合は、職員の就業する場所又は従事する業務の変更を命ずることがある。

（休　職）

第９条　　職員が、次の場合に該当するときは、所定の期間休職とする。

①私傷病による欠勤が 14 日を超え、なお療養を継続する必要があるため勤務できない者で、理事会が必要と認めるとき。

勤続期間	休職期間
勤続１年未満	１か月
勤続１年以上３年未満	２か月
勤続３年以上５年未満	３か月
勤続５年以上	６か月

②前号のほか、特別の事情があり休職させることが適当と認められるとき本連盟が認める必要な期間

２　休職期間中に休職事由が消滅したときは、元の職務に復帰させる。ただし、元の職務に復帰させることが困難であるか、又は不適当な場合には、他の職務に就かせることがある。

３　第１項第１号により休職し、休職期間が満了してもなお傷病が治癒せず就業が困難な場合は、休職期間の満了をもって退職とする。

第３章　服務規律

（服　務）

第１０条　職員は、職務上の責任を自覚し、誠実に職務を遂行するとともに、本連盟の指示命令に従い、職場の秩序の維持に努めなければならない。

（遵守事項）

第１１条　職員は、次の事項を守らなければならない。

①勤務中は職務に専念し、みだりに勤務の場所を離れないこと

②許可なく職務以外の目的で本連盟の施設、物品等を使用しないこと

③職務に関連して自己の利益を図り、又は他より不当に金品を借用し、若しくは贈与を受けるなど不正な行為を行わないこと

④本連盟の名誉又は信用を傷つける行為をしないこと

⑤本連盟、取引先等の機密を漏らさないこと

⑥許可無く他の本連盟等の業務に従事しないこと

⑦その他酒気をおびて就業するなど職員としてふさわしくない行為をしないこと

（セクシュアルハラスメントの禁止）

第１２条　相手方の望まない性的言動により、他の職員に不利益や不快感を与えたり、就業環境を悪くすると判断されることを行ってはならない。

（出退勤）

第１３条　職員は、出退勤に当たっては、出退勤時刻を自ら記録しなければならない。

（遅刻、早退、欠勤等）

第１４条　職員が、遅刻、早退若しくは欠勤をし、又は勤務時間中に私用外出するときは、事前に申し出て許可を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由で事前に申し出ることができなかった場合は、事後に速やかに届け出て承認を得なければならない。

２　傷病のため欠勤が引き続き 14 日以上に及ぶときは、医師の診断書を提出しなければならない。

第４章　労働時間、休憩及び休日

（労働時間及び休憩時間）

第１５条　労働時間は、１週間については 40 時間、１日については８時間とする。

２　始業・終業の時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。ただし、業務の都合その他やむを得ない事情により、これらを繰り上げ、又は繰り下げることがある。この場合において業務の都合によるときには、事業場の長が前日までに通知する。

①　一般勤務

始業・終業時刻	休憩時間
始業　午前　9 時 00 分	12 時 00 分から
終業　午後　6 時 00 分	13 時 00 分まで

②短時間勤務
労働時間は、１週間については 40 時間未満、１日については８時間未満とし、個別契約によりに定める。

（休　日）
第１６条　休日は、次のとおりとする。
①土曜日、日曜日
②祝日、国民の休日
③慰霊の日
④年末年始（１２月２９日～１月３日）
⑤旧盆（1 日）
⑥その他本連盟が指定する日
２　業務の都合により本連盟が必要と認める場合は、あらかじめ前項の休日を他の日と振り替えることがある。

（時間外及び休日労働）
第１７条　業務の都合により、第 15 条の所定労働時間を超え、又は第 16 条の所定休日に労働させることがある。この場合において、法定の労働時間を超える労働又は法定の休日における労働については、あらかじめ本連盟は職員の代表と書面による協定を締結し、これを所轄の労働基準監督署長に届け出るものとする。
２　小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う職員で時間外労働を短いものとすることを申し出た者の法定の労働時間を超える労働については、１か月 24 時間、1 年 150 時間以内とする。
３　妊娠中の女性及び産後１年を経過しない女性であって請求した者及び 18 歳未満の者については、第１項後段による時間外若しくは休日又は午後 10 時から午前 5 時までの深夜に労働させることはない。
４　前項の職員のほか小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う一定範囲の職員で本連盟に請求した者については、事業の正常な運営を妨げる場合を除き午後 10 時から午前 5 時までの深夜に労働をさせることはない。

（休日の振替）
第１８条　業務上必要がある場合は、前条の休日をあらかじめ他の日に振り替えることがある。この場合、原則として当該休日と同一週内の所定勤務日に振り替えるものとするが、やむを得ない場合は、別途本連盟が指定する日に振り替えるものとする。なお、振り替えにより指定した休日に関しては無給とする。
２　前項の場合、前日までに振替による休日を指定して職員に通知する。
３　職員が、前項の通知を受けたにもかかわらず、正当な理由無く、振替により勤務日となった日に勤務しないときは、欠勤として扱う。

（代休）
第１９条　第 16 条（休日）の休日について、休日労働した職員に対して、本連盟の業務上の判断により、代休を付与することがある。この場合、原則として 3 か月以内に付与するものとする。なお、代休は無給とする。
２　前項の代休が付与された場合、法定休日労働に関しては、労働基準法で定められた割増賃金(0.35)のみを支払う。また、時間外労働に該当する部分に関しては、労働基準法で定められた割増賃金(0.25)のみを支払う。

第5章　休　暇　等

（年次有給休暇）

第２０条　各年次ごとに所定労働日の８割以上出勤した職員に対して、初年度分については入職６か月経過した日、次年度以降については毎年４月１日を基準日として、次のとおり年次有給休暇を継続または分割して与える。

勤続年数	６ヶ月	２年度目	３年度目	４年度目	５年度目	６年度目	７年度目
付与日数	10 日	11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日

２　前項の規定にかかわらず、週所定労働時間が 30 時間未満で、週所定労働日数が 4 日以下又は年間所定労働日数が 216 日以下の者に対しては、次の表のとおり勤続年数に応じた日数の年次有給休暇を与える。

週所定労働日数	１年間の所定労働日数	勤　続　年　数						
		６か月	２年度目	３年度目	４年度目	５年度目	６年度目	７年度
４日	169 日～216 日	7 日	8 日	9 日	10 日	12 日	13 日	15 日
３日	121 日～168 日	5 日	6 日	6 日	8 日	9 日	10 日	11 日
２日	73 日～120 日	3 日	4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日
１日	48 日～72 日	1 日	2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日

３　労使協定により、年次有給休暇を与える日数（繰越し分を含む）のうち、一年度につき 5 日を限度として、１時間を１単位として、年次有給休暇を付与することができる。

４　職員は、年次有給休暇を取得しようとするときは、あらかじめ時季を指定して請求するものとする。ただし、本連盟は、事業の正常な運営に支障があるときは、職員の指定した時季を変更することがある。

５　前項の規定にかかわらず、職員代表との書面による協定により、各職員の有する年次有給休暇日数のうち 5 日を超える部分について、あらかじめ時季を指定して与えることがある。

６　第１項及び第２項の出勤率の算定に当たっては、年次有給休暇を取得した期間、産前産後の休業期間、育児・介護休業法に基づく育児休業期間、介護休業期間及び業務上の傷病による休業期間は出勤したものとして取り扱う。

７　当該年度に新たに付与した年次有給休暇の全部又は一部を取得しなかった場合には、その残日数は翌年度に繰り越される。

（産前産後の休業）

第２１条　6 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）以内に出産する予定の女性職員から請求が　あったときは、休業させる。

２　出産した女性職員は、8 週間は休業させる。ただし、産後 6 週間を経過した女性職員から請求があったときは、医師が支障がないと認めた業務に就かせることができる。

（母性健康管理のための休暇等）

第２２条　妊娠中又は出産後 1 年を経過しない女性職員から、所定労働時間内に、母子健康法に基づく保健指導又は健康診査を受けるために、通院休暇の請求があったときは、次の範囲で休暇を与える。

①産前の場合

妊娠 23 週まで……4 週間に１回

妊娠 24 週から 35 週まで……2 週に１回

妊娠 36 週から出産まで……1 週に１回

ただし、医師又は助産師（以下「医師等」という。）がこれと異なる指示をしたときには、その指示により必要な時間

②産後（1 年以内）の場合
医師等の指示により必要な時間

2　妊娠中又は出産後 1 年を経過しない女性職員から、保健指導又は健康診査に基づき勤務時間等について医師等の指導を受けた旨申出があった場合、次の措置を講ずることとする。

①妊娠中の通勤緩和
通勤時の混雑を避けるよう指導された場合は、原則として 1 時間の勤務時間の短縮又は 1 時間以内の時差出勤

②妊娠中の休憩の特例
休憩時間について指導された場合は、適宜休憩時間の延長、休憩の回数の増加

③妊娠中又は出産後の諸症状に対応する措置
妊娠又は出産に関する諸症状の発生のおそれがあるとして指導された場合は、その指導事項を守ることができるようにするため作業の軽減、勤務時間の短縮、休業等

（育児時間等）

第２３条　1歳に満たない子を養育する女性職員から請求があったときは､休憩時間のほか1 日について2回、1 回について 30 分の育児時間を与える。

2　生理日の就業が著しく困難な女性職員から請求があったときは、必要な期間休暇を与える。

（育児休業等）

第２４条　職員は、1 歳に満たない子を養育するため必要があるときは、本連盟に申し出て育児休業をし、また、3 歳に満たない子を養育するため必要があるときは、本連盟に申し出て育児短時間勤務制度の適用を受けることができる。

2　3 歳に満たない子を養育する職員で法人に申し出た者については、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定労働時間を超えて労働させることはない。

3　小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話等をするために、年次有給休暇とは別に、当該子が 1 人の場合は 1 年につき 5 日、2 人以上の場合は 1 年間につき 10 日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。

4　第 1 項～第 3 項の対象となる職員の範囲その他必要な手続きについては、「育児・介護休業等に関する規則」で定める。

（介護休業等）

第２５条　職員は要介護状態にある家族を介護するため必要があるときは、本連盟に申し出て介護休業をし、又は介護短時間勤務制度の適用を受けることができる。

2　要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員は、年次有給休暇とは別に、当該家族が 1 人の場合は 1 年間につき 5 日、2 人以上の場合は 1 年間につき 10 日を限度として、介護休暇を取得することができる。

3　第 1 項及び第 2 項の対象となる職員の範囲その他必要な手続きについては、「育児・介護休業等に関する規則」で定める。

（慶弔休暇）

第２６条　職員が申請した場合は、次のとおり慶弔休暇を与える。

① 本人が結婚したとき
通算 5 日（入籍または披露宴の前後 3 ヶ月以内）

② 妻が出産したとき
通算 2 日（出産の日から 10 日以内）

③ 配偶者、子又は父母が死亡したとき
連続 7 日（所定休日を含む）

④兄弟姉妹、祖父母、配偶者の父母又は兄弟姉妹が死亡したとき
通算 3 日（死亡の日から 14 日以内）

第6章　賃　　金

（賃金の構成）

第２７条　　賃金の構成は、次のとおりとする。

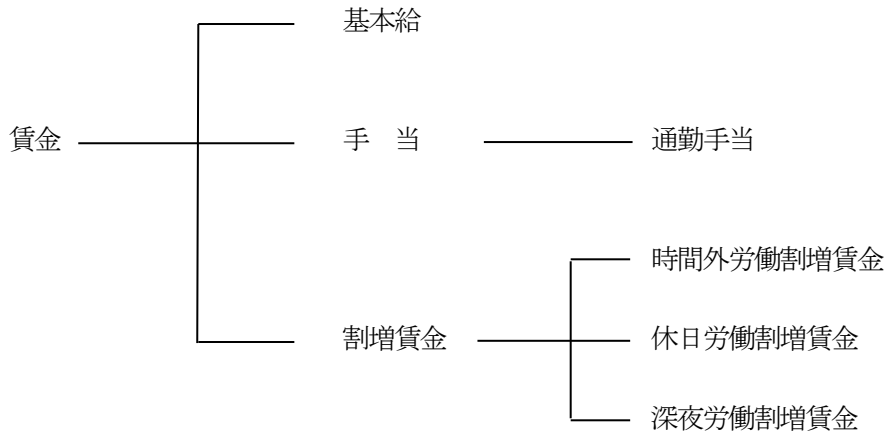

（基本給）

第２８条　　基本給は、本人の職務内容、技能、勤務成績、年齢等を考慮して各人別に決定する。（別表３）

（通勤手当）

第２９条　　通勤にモノレール、バス等の交通機関を利用する職員に対しては、１か月定期代相当額、自動車（二輪を含む）を利用して通勤する職員に対しては距離に応じ、別表１通り支給する。ただし、通勤の経路および方法は、最も合理的かつ経済的であると本連盟が認めたものに限ることとし、また非課税限度額を超える場合には非課税限度額を限度として支給する。

２　通勤手当は、届出をした月から、支給事由が消滅した月まで支給するものとする。

３　通勤経路を変更するときおよび通勤距離に変更が生じたときは、すみやかに法人に届け出なければならない。

（割増賃金）

第３０条　　割増賃金は、次の算式により計算して支給する。

①時間外労働割増賃金（所定労働時間を超えて労働させた場号）

$$\frac{\text{基本給}}{\text{１か月平均所定労働時間数}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

②休日労働割増賃金（法定休日に労働させた場合）

$$\frac{\text{基本給}}{\text{１か月平均所定労働時間数}} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$$

③深夜労働割増賃金

（午後 10 時から午前 5 時までの間に労働させた場合）

$$\frac{\text{基本給}}{\text{１か月平均所定労働時間数}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

２　前項の１か月平均所定労働時間数は、次の算式により計算する。

$$\frac{(365 - \text{年間所定休日日数}) \times 1\text{日の所定労働時間}}{12}$$

（休暇等の賃金）

第３１条　年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。

２　産前産後の休業期間、母性健康管理のための休暇、育児・介護休業法に基づく育児休業及び介護休業の期間、育児時間、生理日の休暇の期間は、無給とする。

３　慶弔休暇の期間は、第１項の賃金を支給する。

４　休職期間中は、原則として賃金を支給しない

（欠勤等の扱い）

第３２条　欠勤、遅刻、早退及び私用外出の時間については、1 時間当たりの賃金額に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。

（賃金の計算期間及び支払日）

第３３条　賃金は、毎月末日に締切り、当月末日に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支払う。

２　計算期間中の中途で採用され、又は退職した場合の賃金は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

（賃金の支払いと控除）

第３４条　賃金は、職員に対し、通貨で直接その全額を支払う。ただし、職員代表との書面協定により、職員が希望した場合は、その指定する金融機関の口座又は証券総合口座に振り込むことにより賃金を支払うものとする。

２　次に掲げるものは、賃金から控除するものとする。

①源泉所得税

②住民税

③健康保険（介護保険を含む。）及び厚生年金保険の保険料の被保険者負担分

④雇用保険の保険料の被保険者負担分

⑤共済会費

⑥職員代表との書面による協定により賃金から控除することとしたもの

（昇給）

第３５条　昇給は、毎年４月１日をもって、基本給について行うものとする。ただし、法人の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

２　前項のほか、特別に必要がある場合は、臨時に昇給を行うことがある。

３　昇給額は、職員の勤務成績等を考慮して各人ごとに給与表にて支給する。

別表に給与表を挿入

（賞与）

第３６条　賞与は、原則として毎年６月１日及び12月１日に在籍する職員に対し、法人の業績等を勘案して６月及び 12 月に別表 2 の通り支給する。ただし、法人の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給時期を延期し、又は支給しないことがある。

第７章　定年、退職及び解雇

（定年退職）

第３７条　職員の定年は、満60歳とし、定年に達した日の属する年度の末日をもって退職とする。

（定年再雇用）

第３８条　（定年退職）の規定にかかわらず、定年後も引き続き雇用されることを希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない職員については、満 65 歳に達した日(65 歳の誕生日の前日)の属する年度の末日まで継続雇用する。

２　第１項に定める再雇用の契約期間は１年以内とし、契約期間満了までに職員が希望し、解雇事由または退職事由に該当しない者であって、基準のいずれにも該当する者については、引き続き新たな再雇用契約を締結することができる。

３　再雇用時の職務内容や労働条件は、職員ごとに理事会で決定し、個々の労働条件通知書兼雇用契約書により明示するものとする。

４　本制度は、定年前の職務内容や同等の労働条件を保障するものではない。

（退　職）

第３９条　前条に定めるもののほか、職員が次のいずれかに該当するときは、退職とする。

①退職を願い出て法人から承認されたとき、又は退職願を提出して 30 日を経過したとき

②期間を定めて雇用されている場合、その期間を満了したとき

③第 9 条に定める休職期間が満了し、なお、休職事由が消滅しないとき

④本連盟に連絡が無く 30 日が経過してもなお、所在不明のとき

⑤死亡したとき

２　職員が退職をした場合は、その請求に基づき、使用期間、業務の種類、地位、賃金又は退職の事由について証明書を交付する。

（普通解雇）

第４０条　職員が次のいずれかに該当するときは、解雇することができる。

①勤務成績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等、就業に適さないと認められたとき

②勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、職員としての職責を果たし得ないと認められたとき

③業務上の負傷又は疾病による療養の開始後３年を経過しても当該負傷又は疾病がなおらない場合であって、労働者が傷病補償年金を受けているとき又は受けることとなったとき（法人が打ち切り補償を支払ったときを含む。）

④精神又は身体の障害については、適正な雇用管理を行い、雇用の継続に配慮してもなお業務に耐えられないと認められたとき

⑤試用期間中又は試用期間満了時までに職員として不適格であると　認められたとき

⑥第 49 条に定める懲戒解雇事由に該当する事実があると認められたとき

⑦事業の運営上のやむを得ない事情又は天災事変その他これに準ずる
やむを得ない事情により、事業の継続が困難となったとき

⑧事業の運営上のやむを得ない事情又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事情により、事業の縮小・転換又は部門の閉鎖等を行う必要が生じ、他の職務に転換させることが困難なとき

⑨その他前各号に準ずるやむを得ない事情があったとき

２　前項の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも 30 日前に予告をするか又は予告に代えて平均賃金 30 日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、労働基準監督署長の認定を受けて第 48 条に定める懲戒解雇をする場合及び次の各号のいずれかに該当する職員を解雇する場合は、この限りではない。

①日々雇い入れられる職員（1 ヶ月を超えて引き続き雇用される者を除く）

②2 ヶ月以内の期間を定めて使用する職員（その期間を超えて引き続き雇用される者を除く）

③試用期間中の職員（14 日を超えて引き続き雇用される者を除く。）

3　第１項の規定による職員の解雇に際して、職員から請求があった場合は解雇の理由を記載した文書を交付する。

第８章　退　職　金

（退職金の支給）

第４１条　職員が退職した場合は、一般財団法人沖縄県社会福祉事業共済会退職共済金制度に定めるところにより退職金をそれぞれ支給する。ただし、パート職員には退職金は支給しない。

第９章　安全衛生及び災害補償

（遵守義務）

第４２条　本連盟は、職員の安全衛生の確保及び改善を図り、快適な職場の形成のため必要な措置を講ずる。

2　職員は、安全衛生に関する法令及び本連盟の指示を守り、法人と協力して労働災害の防止に努めなければならない。

3　職員は安全衛生の確保のため特に下記の事項を遵守しなければならない

①機械設備、工具等は就業前に点検し、異常を認めたときは、速やかに法人に報告し、指示に従うこと

②安全装置を取り外したり、その効力を失わせるようなことはしないこと

③作業に関し、保護具を使用し、又は防具を装着しなければならないときは、必ず使用し、又は装着すること

④喫煙は、所定の場所で行うこと

⑤常に整理整頓に努め、通路、避難口、消火設備のある所に物品を置かないこと

⑥火災等非常災害の発生を発見したときは、直ちに臨機の措置をとり、本連盟に報告し指示に従うこと

⑦職員は、安全の確保と保健衛生のために必要に応じて法人に進言し、その向上に努めること

（法定内健康診断）

第４３条　次の者に対しては、採用の際及び毎年１回の（深夜労働その他労働安全衛生規則第 13 条第１項第２号で定める業務に従事する者は６か月ごとに１回）、定期健康診断を行う。

2　職員及び有期契約労働者等のうち、次のいずれにも該当する者。

①1 週間の所定労働時間数が同種の業務に従事する職員の１週間の所定労働時間数の 3/4 以上の者。

②1 年以上使用されることが予定されている者および１年以上引き続き使用される者。

3　前項の健康診断のほか、法令で定められた有害業務に従事する職員に対しては、特別の項目についての健康診断を行う。

4　前項の健康診断の結果必要と認められるときは、労働時間の短縮、配置転換その他健康保持上必要な措置を命ずることがある。

5　健康診断の費用は、本連盟が負担する。

（法定外健康診断）

第４４条　次の者に対しては、毎年１回の定期健康診断を行う。

2　第４３条の第２項に該当する者以外の者。

3　前項の健康診断のほか、法令で定められた有害業務に従事する職員に対しては、特別の項目についての健康診断を行う。

4　前項の健康診断の結果必要と認められるときは、労働時間の短縮、配置転換その他健康保持上必要な措置を命ずることがある。
5　健康診断の費用は、本連盟が負担する。

（安全衛生教育）
第４５条　職員に対し、雇い入れの際及び配置換え等により作業内容を変更した際に、その従事する業務に必要な安全衛生教育を行う。

（災害補償）
第４６条　職員が業務上の事由又は通勤により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、労働基準法及び労働者災害補償保険法に定めるところにより災害補償を行う。

第１０章　教育訓練

（教育訓練）
第４７条　本連盟は、職員に対し、業務に必要な知識、技能を高め、資質の向上を図るため、必要な教育訓練を行う。
2　前項の教育の実施方法などについては、別に定めるところによる。
3　職員は、本連盟から教育訓練を受講するよう指示された場合には、特段の事由がない限り指示された教育訓練を受けなければならない。

第１１章　表彰及び懲戒

（表彰）
第４８条　本連盟は、職員が次のいずれかに該当する場合は、表彰する。
①業務上有益な創意工夫、改善を行い、本連盟の運営に貢献したとき
②永年にわたって誠実に勤務し、その成績が優秀で他の模範となるとき
③事故、災害等を未然に防ぎ、又は非常事態に際し適切に対応し、被害を最小限にとどめるなど特に功労があったとき
④社会的功績があり、法人及び職員の名誉となったとき
⑤前各号に準ずる善行又は功労のあったとき
2　表彰は、原則として法人の創立記念日に行う。

（懲戒の種類）
第４９条　本連盟は、次の区分により懲戒を行う。
①けん責　始末書を提出させて将来を戒める。
②減　給　始末書を提出させて減給する。ただし、減給は１回の額が平均賃金の１日分の５割を超えることはなく、また、総額が１賃金支払い期間における賃金総額の１割を超えることはない。
③出勤停止　始末書を提出させるほか、５労働日を限度として出勤を停止し、その間の賃金は支給しない。
④懲戒解雇　即時に解雇する。

（懲戒の事由）

第５０条　職員が次のいずれかに該当するときは、情状に応じ、けん責、減給又は出勤停止とする。

①正当な理由なく無断欠勤3日以上に及ぶとき

②正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻、早退するなど勤務を怠ったとき

③過失により本連盟に損害を与えたとき

④素行不良で本連盟内の秩序又は風紀を乱したとき

⑤第10条（服務）及び第11条（遵守事項）に違反したとき

⑥その他この規則に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があったとき

２　職員が次のいずれかに該当するときは、懲戒解雇とする。この場合において、行政官庁の認定を受けたときは、労働基準法第 20 条に規定する予告手当は支給しない。ただし、平素の服務態度その他情状によっては、第40条に定める普通解雇又は減給若しくは出勤停止とすることがある。

①重要な経歴を詐称して雇用されたとき

②正当な理由なく無断欠勤10日以上及び、出勤の督促に応じなかったとき

③正当な理由なく無断でしばしば遅刻、早退又は欠勤を繰り返し、5回にわたって注意を受けても改めなかったとき

④正当な理由なく、しばしば業務上の指示・命令に従わなかったとき

⑤故意又は重大な過失により本連盟に重大な損害を与えたとき

⑥本連盟内において刑法その他刑罰法規の各規定に違反する行為を行い、その犯罪事実が明らかとなったとき（当該行為が軽微な違反である場合を除く。）

⑦素行不良で著しく本連盟内の秩序又は風紀を乱したとき

⑧数回にわたり懲戒を受けたにもかかわらず、なお、勤務態度等に関し、改善の見込みがないと認められたとき

⑨相手方の望まない性的言動により、円滑な服務遂行を妨げたり、職場の環境を悪化させ、又はその性的言動に対する相手方の対応によって、一定の不利益を与えるような行為を行ったとき

⑩許可なく職務以外の目的で本連盟の施設、物品等を使用したとき

⑪職務上の地位を利用して私利を図り、又は取引先等より不当な金品を受け、若しくは求め、又は供応を受けたとき

⑫私生活上の非違行為や本連盟に対する誹謗中傷等によって法人の名誉信用を傷つけ、業務に重大な悪影響を及ぼすような行為があったとき

⑬本連盟の業務上重要な秘密を外部に漏洩して本連盟に損害を与え、又は業務の正常な運営を阻害したとき

⑭その他前各号に準ずる程度の不適切な行為があったとき

３　第2項の規定による職員の解雇に際して、職員から請求があった場合は、解雇の理由を記載した文書を交付する。

第１２章　正規雇用等転換制度

（正職員への転換）

第５１条　勤続6か月以上の有期契約職員等で、本人が希望する場合は、理事会の決定により正職員に転換させることがある。

２　転換させる場合の要件は、次のいずれの要件にも該当する者とする。

①　正職員と同様の勤務期間・日数で勤務が可能な者。

②　勤務成績および勤務態度が良好である者。

③　心身ともに健康であり、意欲がある者。

④　面接試験に合格した者。

３　転換時期は、随時実施することとし、個別協議の上、転換日を定める。

（無期契約職員への転換）

第５２条　有期契約職員またはパートタイマーのうち、通算契約期間が５年を超える者は、無期労働契約転換申込書で申込むことにより、現在締結している有期労働契約の契約期間の末日の翌日から、期間の定めのない労働契約での雇用（無期契約職員）に転換することができる。

２　前項の通算契約期間とは、有期労働契約（平成25年４月１日以降に開始したものに限る。）を通算した期間とし、現在締結している有期労働契約については、その末日までの期間とする。ただし、労働契約が締結されていない期間が連続して６か月以上ある契約職員またはパートタイマーについては、それ以前の契約期間は通算契約期間に含めない。

３　この規則に定める労働条件は、第１項の規定により期間の定めのない労働契約での雇用に転換した後も引き続き適用する。

４　年次有給休暇の付与日数の算定において、契約職員またはパートタイマーとしての勤続年数を通算する。

附　　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

別表１（通勤手当）

距離（片道	金額
20km	10,000 円
10～20km	7,000 円
5～10 km	3,500 円
2～5 km	2,000 円
～2 km	1,000 円

別表２（賞与）

時期	支給額
6 月	基本給×1.5 か月
12 月	基本給×1.5 か月

別表３（給与）

号俸	沖私保連給与表		
1	135,600	21	219,200
2	139,000	22	222,200
3	142,300	23	225,000
4	145,900	24	227,700
5	149,800	25	230,100
6	154,400	26	232,200
7	158,700	27	234,600
8	164,300	28	236,800
9	172,200	29	239,000
10	177,300	30	241,100
11	182,400	31	242,900
12	187,300		
13	191,600		
14	195,500		
15	199,500		
16	203,300		
17	207,100		
18	210,400		
19	213,600		
20	216,400		

新　就業規則

一般社団法人 沖縄県私立保育園連盟 就業規則

第１章　総　　則

（目　的）

第１条　　この就業規則（以下「規則」という。）は、一般社団法人沖縄県私立保育園連盟（以下「本連盟」という）の職員の労働条件、服務規律その他の就業に関する事項を定めるものである。

（適用範囲）

第２条　　この規則は、第２章で定める手続きにより採用された職員に適用する。

（職員の種類）

第２条の２　職員の種類は、次のとおりとする。

（１）正職員

無期契約職員、有期契約職員、パートタイマー、嘱託職員以外で期間の定めのない契約により雇用する者

（２）無期契約職員

正職員以外で、期間の定めのない契約により雇用する者

（３）有期契約職員

期間を定めて雇用する者

（４）パートタイマー

期間を定めて雇用する者で、正職員より労働時間、労働日数が少ない契約により雇用する者

（５）嘱託職員

60 歳定年後に、一定期間を定めて再雇用する者

（適用除外）

第２条の３　労働基準法 41 条に定める者のうち、次の各号のいずれかに該当する者の労働時間、休憩および休日については、原則として本規則の規定を適用するが、第１号に該当する者は、その管理を本人が自主的に行うものとする。

①管理もしくは監督の地位にある者

②本連盟が機密の事務を取り扱う者として指定した者

２　前項各号のいずれかに該当する者に対し、第 17 条（時間外及び休日労働）、第 18 条（休日の振替）、第 19 条（代休）の規定は、適用しない。

（規則の遵守）

第３条　　本連盟及び職員は、ともにこの規則を守り、相協力して業務の運営に当たらなければならない。

第２章　採用、異動等

（採用手続き）

第４条　　本連盟は、就職希望者のうちから選考して、職員を採用する。

（採用時の提出書類）

第５条　　職員に採用された者は、次の書類を採用日から２週間以内に提出しなければならない。

①　履歴書

②　資格証明書

③　健康診断書（3 か月以内に受診したもの）

④　職歴のある者にあっては、年金手帳及び雇用保険被保険者証

⑤　マイナンバーがわかるもの

⑥　その他法人が指定するもの

２　前項の提出書類の記載事項に変更を生じたときは、速やかに書面でこれを届け出なければならない

（試用期間）

第６条　　新たに採用したものについては、採用の日から３か月間を試用期間とする。ただし、本連盟が適当と認めるときは、この期間を短縮し、又は設けないことがある。

２　試用期間中に職員として不適格と認められた者は、解雇することがある。

３　試用期間は、勤続年数に通算する。

（労働条件の明示）

第７条　　本連盟は、職員との労働契約の締結に際しては、採用時の賃金、就業場所、従事する業務、労働時間、休日、その他の労働条件を明らかにするための労働条件通知書及びこの規則を交付して労働条件を明示するものとする。

（人事異動）

第８条　　本連盟は、業務上必要がある場合は、職員の就業する場所又は従事する業務の変更を命ずることがある。

（休　職）

第９条　　職員が、次の場合に該当するときは、所定の期間休職とする。

①私傷病による欠勤が 14 日を超え、なお療養を継続する必要があるため勤務できない者で、理事会が必要と認めるとき。

勤続期間	休職期間
勤続１年未満	１か月
勤続１年以上３年未満	２か月
勤続３年以上５年未満	３か月
勤続５年以上	６か月

②前号のほか、特別の事情があり休職させることが適当と認められるとき本連盟が認める必要な期間

２　休職期間中に休職事由が消滅したときは、元の職務に復帰させる。ただし、元の職務に復帰させることが困難であるか、又は不適当な場合には、他の職務に就かせることがある。

３　第１項第１号により休職し、休職期間が満了してもなお傷病が治癒せず就業が困難な場合は、休職期間の満了をもって退職とする。

第３章　服務規律

（服　務）

第１０条　　職員は、職務上の責任を自覚し、誠実に職務を遂行するとともに、本連盟の指示命令に従い、職場の秩序の維持に努めなければならない。

（遵守事項）

第１１条　　職員は、次の事項を守らなければならない。

①勤務中は職務に専念し、みだりに勤務の場所を離れないこと

②許可なく職務以外の目的で本連盟の施設、物品等を使用しないこと

③職務に関連して自己の利益を図り、又は他より不当に金品を借用し、若しくは贈与を受けるなど不正な行為を行わないこと

④本連盟の名誉又は信用を傷つける行為をしないこと

⑤本連盟、取引先等の機密を漏らさないこと

⑥許可無く他の本連盟等の業務に従事しないこと

⑦その他酒気をおびて就業するなど職員としてふさわしくない行為をしないこと

（セクシュアルハラスメントの禁止）

第１２条　　相手方の望まない性的言動により、他の職員に不利益や不快感を与えたり、就業環境を悪くすると判断されることを行ってはならない。

（出退勤）

第１３条　　職員は、出退勤に当たっては、出退勤時刻を自ら記録しなければならない。

（遅刻、早退、欠勤等）

第１４条　　職員が、遅刻、早退若しくは欠勤をし、又は勤務時間中に私用外出するときは、事前に申し出て許可を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由で事前に申し出ることができなかった場合は、事後に速やかに届け出て承認を得なければならない。

２　傷病のため欠勤が引き続き 14 日以上に及ぶときは、医師の診断書を提出しなければならない。

第４章　労働時間、休憩及び休日

（労働時間及び休憩時間）

第１５条　　労働時間は、１週間については 40 時間、１日については８時間とする。

２　始業・終業の時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。ただし、業務の都合その他やむを得ない事情により、これらを繰り上げ、又は繰り下げることがある。この場合において業務の都合によるときには、事業場の長が前日までに通知する。

①　一般勤務

始業・終業時刻	休憩時間
始業　午前　9 時 00 分	12 時 00 分から
終業　午後　6 時 00 分	13 時 00 分まで

②短時間勤務
労働時間は、１週間については 40 時間未満、１日については８時間未満とし、個別契約によりに定める。

（休　日）
第１６条　休日は、次のとおりとする。
①土曜日、日曜日
②祝日、国民の休日
③慰霊の日
④年末年始（１２月２９日～１月３日）
⑤旧盆（1 日）
⑥その他本連盟が指定する日
２　業務の都合により本連盟が必要と認める場合は、あらかじめ前項の休日を他の日と振り替えることがある。

（時間外及び休日労働）
第１７条　業務の都合により、第 15 条の所定労働時間を超え、又は第 16 条の所定休日に労働させることがある。この場合において、法定の労働時間を超える労働又は法定の休日における労働については、あらかじめ本連盟は職員の代表と書面による協定を締結し、これを所轄の労働基準監督署長に届け出るものとする。
２　小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う職員で時間外労働を短いものとすることを申し出た者の法定の労働時間を超える労働については、１か月 24 時間、1 年 150 時間以内とする。
３　妊娠中の女性及び産後１年を経過しない女性であって請求した者及び 18 歳未満の者については、第１項後段による時間外若しくは休日又は午後 10 時から午前 5 時までの深夜に労働させることはない。
４　前項の職員のほか小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う一定範囲の職員で本連盟に請求した者については、事業の正常な運営を妨げる場合を除き午後 10 時から午前 5 時までの深夜に労働をさせることはない。

（休日の振替）
第１８条　業務上必要がある場合は、前条の休日をあらかじめ他の日に振り替えることがある。この場合、原則として当該休日と同一週内の所定勤務日に振り替えるものとするが、やむを得ない場合は、別途本連盟が指定する日に振り替えるものとする。なお、振り替えにより指定した休日に関しては無給とする。
２　前項の場合、前日までに振替による休日を指定して職員に通知する。
３　職員が、前項の通知を受けたにもかかわらず、正当な理由無く、振替により勤務日となった日に勤務しないときは、欠勤として扱う。

（代休）
第１９条　第 16 条（休日）の休日について、休日労働した職員に対して、本連盟の業務上の判断により、代休を付与することがある。この場合、原則として 3 か月以内に付与するものとする。なお、代休は無給とする。
２　前項の代休が付与された場合、法定休日労働に関しては、労働基準法で定められた割増賃金(0.35)のみを支払う。また、時間外労働に該当する部分に関しては、労働基準法で定められた割増賃金(0.25)のみを支払う。

第5章　休　暇　等

（年次有給休暇）

第２０条　各年次ごとに所定労働日の８割以上出勤した職員に対して、初年度分については入職６か月経過した日、次年度以降については毎年４月１日を基準日として、次のとおり年次有給休暇を継続または分割して与える。

勤続年数	６ヶ月	２年度目	３年度目	４年度目	５年度目	６年度目	７年度目
付与日数	10 日	11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日

２　前項の規定にかかわらず、週所定労働時間が 30 時間未満で、週所定労働日数が 4 日以下又は年間所定労働日数が 216 日以下の者に対しては、次の表のとおり勤続年数に応じた日数の年次有給休暇を与える。

週所定労働日数	１年間の所定労働日数	勤　続　年　数						
		６か月	２年度目	３年度目	４年度目	５年度目	６年度目	７年度
４日	169 日～216 日	7 日	8 日	9 日	10 日	12 日	13 日	15 日
３日	121 日～168 日	5 日	6 日	6 日	8 日	9 日	10 日	11 日
２日	73 日～120 日	3 日	4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日
１日	48 日～72 日	1 日	2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日

３　労使協定により、年次有給休暇を与える日数（繰越し分を含む）のうち、一年度につき 5 日を限度として、１時間を１単位として、年次有給休暇を付与することができる。

４　職員は､年次有給休暇を取得しようとするときは､あらかじめ時季を指定して請求するものとする。ただし、本連盟は、事業の正常な運営に支障があるときは、職員の指定した時季を変更することがある。

５　前項の規定にかかわらず、職員代表との書面による協定により、各職員の有する年次有給休暇日数のうち 5 日を超える部分について、あらかじめ時季を指定して与えることがある。

６　第１項及び第２項の出勤率の算定に当たっては、年次有給休暇を取得した期間、産前産後の休業期間、育児・介護休業法に基づく育児休業期間、介護休業期間及び業務上の傷病による休業期間は出勤したものとして取り扱う。

７　当該年度に新たに付与した年次有給休暇の全部又は一部を取得しなかった場合には、その残日数は翌年度に繰り越される。

（産前産後の休業）

第２１条　6 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）以内に出産する予定の女性職員から請求が　あったときは、休業させる。

２　出産した女性職員は、8 週間は休業させる。ただし、産後 6 週間を経過した女性職員から請求があったときは、医師が支障がないと認めた業務に就かせることができる。

（母性健康管理のための休暇等）

第２２条　妊娠中又は出産後 1 年を経過しない女性職員から、所定労働時間内に、母子健康法に基づく保健指導又は健康診査を受けるために、通院休暇の請求があったときは、次の範囲で休暇を与える。

①産前の場合

妊娠 23 週まで……4 週間に１回

妊娠 24 週から 35 週まで……2 週に１回

妊娠 36 週から出産まで……1 週に１回

ただし、医師又は助産師（以下「医師等」という。）がこれと異なる指示をしたときには、その指示により必要な時間

②産後（1 年以内）の場合
医師等の指示により必要な時間

2　妊娠中又は出産後 1 年を経過しない女性職員から、保健指導又は健康診査に基づき勤務時間等について医師等の指導を受けた旨申出があった場合、次の措置を講ずることとする。

①妊娠中の通勤緩和
通勤時の混雑を避けるよう指導された場合は、原則として 1 時間の勤務時間の短縮又は 1 時間以内の時差出勤

②妊娠中の休憩の特例
休憩時間について指導された場合は、適宜休憩時間の延長、休憩の回数の増加

③妊娠中又は出産後の諸症状に対応する措置
妊娠又は出産に関する諸症状の発生のおそれがあるとして指導された場合は、その指導事項を守ることができるようにするため作業の軽減、勤務時間の短縮、休業等

（育児時間等）

第２３条　1歳に満たない子を養育する女性職員から請求があったときは､休憩時間のほか1 日について2回、1 回について 30 分の育児時間を与える。

2　生理日の就業が著しく困難な女性職員から請求があったときは、必要な期間休暇を与える。

（育児休業等）

第２４条　職員は、1 歳に満たない子を養育するため必要があるときは、本連盟に申し出て育児休業をし、また、3 歳に満たない子を養育するため必要があるときは、本連盟に申し出て育児短時間勤務制度の適用を受けることができる。

2　3 歳に満たない子を養育する職員で法人に申し出た者については、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定労働時間を超えて労働させることはない。

3　小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話等をするために、年次有給休暇とは別に、当該子が 1 人の場合は 1 年につき 5 日、2 人以上の場合は 1 年間につき 10 日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。

4　第 1 項～第 3 項の対象となる職員の範囲その他必要な手続きについては、「育児・介護休業等に関する規則」で定める。

（介護休業等）

第２５条　職員は要介護状態にある家族を介護するため必要があるときは、本連盟に申し出て介護休業をし、又は介護短時間勤務制度の適用を受けることができる。

2　要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員は、年次有給休暇とは別に、当該家族が 1 人の場合は 1 年間につき 5 日、2 人以上の場合は 1 年間につき 10 日を限度として、介護休暇を取得することができる。

3　第 1 項及び第 2 項の対象となる職員の範囲その他必要な手続きについては、「育児・介護休業等に関する規則」で定める。

（慶弔休暇）

第２６条　職員が申請した場合は、次のとおり慶弔休暇を与える。

① 本人が結婚したとき
通算 5 日（入籍または披露宴の前後 3 ヶ月以内）

② 妻が出産したとき
通算 2 日（出産の日から 10 日以内）

③ 配偶者、子又は父母が死亡したとき
連続 7 日（所定休日を含む）

④兄弟姉妹、祖父母、配偶者の父母又は兄弟姉妹が死亡したとき
通算 3 日（死亡の日から 14 日以内）

第6章　賃　　金

（賃金の構成）

第２７条　　賃金の構成は、次のとおりとする。

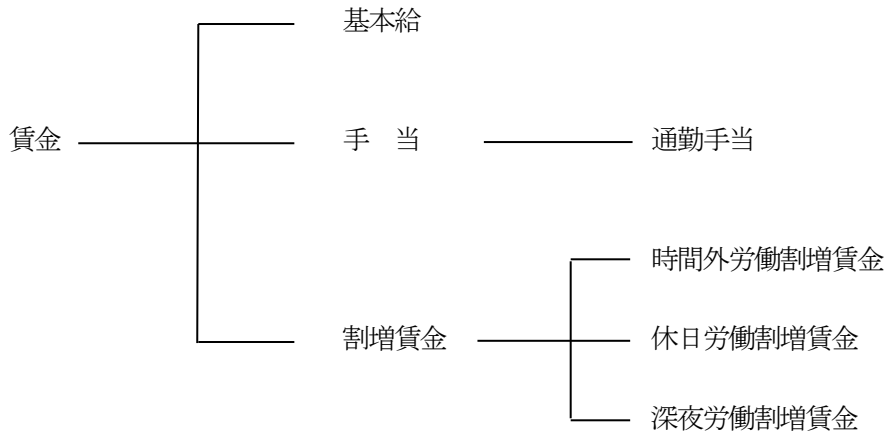

（基本給）

第２８条　　基本給は、初任給格付け表（別表４）及び本人の職務内容、技能、勤務成績、年齢等を考慮して各人別に決定する。（別表3）

（通勤手当）

第２９条　　通勤にモノレール、バス等の交通機関を利用する職員に対しては、1か月定期代相当額、自動車（二輪を含む）を利用して通勤する職員に対しては距離に応じ、別表1通り支給する。ただし、通勤の経路および方法は、最も合理的かつ経済的であると本連盟が認めたものに限ることとし、また非課税限度額を超える場合には非課税限度額を限度として支給する。

２　通勤手当は、届出をした月から、支給事由が消滅した月まで支給するものとする。

３　通勤経路を変更するときおよび通勤距離に変更が生じたときは、すみやかに法人に届け出なければならない。

（割増賃金）

第３０条　　割増賃金は、次の算式により計算して支給する。

①時間外労働割増賃金（所定労働時間を超えて労働させた場号）

$$\frac{\text{基本給}}{\text{1か月平均所定労働時間数}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

②休日労働割増賃金（法定休日に労働させた場合）

$$\frac{\text{基本給}}{\text{1か月平均所定労働時間数}} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$$

③深夜労働割増賃金

（午後10時から午前5時までの間に労働させた場合）

$$\frac{\text{基本給}}{\text{1か月平均所定労働時間数}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

２　前項の１か月平均所定労働時間数は、次の算式により計算する。

$$\frac{(365 - \text{年間所定休日日数}) \times 1\text{日の所定労働時間}}{12}$$

（休暇等の賃金）

第３１条　年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。

２　産前産後の休業期間、母性健康管理のための休暇、育児・介護休業法に基づく育児休業及び介護休業の期間、育児時間、生理日の休暇の期間は、無給とする。

３　慶弔休暇の期間は、第１項の賃金を支給する。

４　休職期間中は、原則として賃金を支給しない

（欠勤等の扱い）

第３２条　欠勤、遅刻、早退及び私用外出の時間については、1 時間当たりの賃金額に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。

（賃金の計算期間及び支払日）

第３３条　賃金は、毎月末日に締切り、翌月５日に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支払う。

２　計算期間中の中途で採用され、又は退職した場合の賃金は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

（賃金の支払いと控除）

第３４条　賃金は、職員に対し、通貨で直接その全額を支払う。ただし、職員代表との書面協定により、職員が希望した場合は、その指定する金融機関の口座又は証券総合口座に振り込むことにより賃金を支払うものとする。

２　次に掲げるものは、賃金から控除するものとする。

①源泉所得税

②住民税

③健康保険（介護保険を含む。）及び厚生年金保険の保険料の被保険者負担分

④雇用保険の保険料の被保険者負担分

⑤共済会費

⑥職員代表との書面による協定により賃金から控除することとしたもの

（昇給）

第３５条　昇給は、毎年４月１日をもって、基本給について行うものとする。ただし、法人の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

２　前項のほか、特別に必要がある場合は、臨時に昇給を行うことがある。

３　昇給額は、職員の勤務成績等を考慮して各人ごとに給与表にて支給する。

別表に給与表を挿入

（賞与）

第３６条　賞与は、原則として毎年６月１日及び 12 月１日に在籍する職員に対し、法人の業績等を勘案して６月及び 12 月に別表 2 の通り支給する。ただし、法人の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給時期を延期し、又は支給しないことがある。

第７章　定年、退職及び解雇

（定年退職）

第３７条　職員の定年は、満 60 歳とし、定年に達した日の属する年度の末日をもって退職とする。

（定年再雇用）

第３８条　（定年退職）の規定にかかわらず、定年後も引き続き雇用されることを希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない職員については、満 65 歳に達した日(65 歳の誕生日の前日)の属する年度の末日まで継続雇用する。

2　第１項に定める再雇用の契約期間は１年以内とし、契約期間満了までに職員が希望し、解雇事由または退職事由に該当しない者であって、基準のいずれにも該当する者については、引き続き新たな再雇用契約を締結することができる。

3　再雇用時の職務内容や労働条件は、職員ごとに理事会で決定し、個々の労働条件通知書兼雇用契約書により明示するものとする。

4　本制度は、定年前の職務内容や同等の労働条件を保障するものではない。

（退　職）

第３９条　前条に定めるもののほか、職員が次のいずれかに該当するときは、退職とする。

①退職を願い出て法人から承認されたとき、又は退職願を提出して 30 日を経過したとき

②期間を定めて雇用されている場合、その期間を満了したとき

③第 9 条に定める休職期間が満了し、なお、休職事由が消滅しないとき

④本連盟に連絡が無く 30 日が経過してもなお、所在不明のとき

⑤死亡したとき

2　職員が退職をした場合は、その請求に基づき、使用期間、業務の種類、地位、賃金又は退職の事由について証明書を交付する。

（普通解雇）

第４０条　職員が次のいずれかに該当するときは、解雇することができる。

①勤務成績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等、就業に適さないと認められたとき

②勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、職員としての職責を果たし得ないと認められたとき

③業務上の負傷又は疾病による療養の開始後 3 年を経過しても当該負傷又は疾病がなおらない場合であって、労働者が傷病補償年金を受けているとき又は受けることとなったとき（法人が打ち切り補償を支払ったときを含む。）

④精神又は身体の障害については、適正な雇用管理を行い、雇用の継続に配慮してもなお業務に耐えられないと認められたとき

⑤試用期間中又は試用期間満了時までに職員として不適格であると　認められたとき

⑥第 49 条に定める懲戒解雇事由に該当する事実があると認められたとき

⑦事業の運営上のやむを得ない事情又は天災事変その他これに準ずる
やむを得ない事情により、事業の継続が困難となったとき

⑧事業の運営上のやむを得ない事情又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事情により、事業の縮小・転換又は部門の閉鎖等を行う必要が生じ、他の職務に転換させることが困難なとき

⑨その他前各号に準ずるやむを得ない事情があったとき

2　前項の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも 30 日前に予告をするか又は予告に代えて平均賃金 30 日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、労働基準監督署長の認定を受けて第 48 条に定める懲戒解雇をする場合及び次の各号のいずれかに該当する職員を解雇する場合は、この限りではない。

①日々雇い入れられる職員（1 ヶ月を超えて引き続き雇用される者を除く）

②2 ヶ月以内の期間を定めて使用する職員（その期間を超えて引き続き雇用される者を除く）

③試用期間中の職員（14 日を超えて引き続き雇用される者を除く。）

3　第１項の規定による職員の解雇に際して、職員から請求があった場合は解雇の理由を記載した文書を交付する。

第8章　退　職　金

（退職金の支給）

第４１条　職員が退職した場合は、一般財団法人沖縄県社会福祉事業共済会退職共済金制度に定めるところにより退職金をそれぞれ支給する。ただし、パート職員には退職金は支給しない。

第９章　安全衛生及び災害補償

（遵守義務）

第４２条　本連盟は、職員の安全衛生の確保及び改善を図り、快適な職場の形成のため必要な措置を講ずる。

2　職員は、安全衛生に関する法令及び本連盟の指示を守り、法人と協力して労働災害の防止に努めなければならない。

3　職員は安全衛生の確保のため特に下記の事項を遵守しなければならない

①機械設備、工具等は就業前に点検し、異常を認めたときは、速やかに法人に報告し、指示に従うこと

②安全装置を取り外したり、その効力を失わせるようなことはしないこと

③作業に関し、保護具を使用し、又は防具を装着しなければならないときは、必ず使用し、又は装着すること

④喫煙は、所定の場所で行うこと

⑤常に整理整頓に努め、通路、避難口、消火設備のある所に物品を置かないこと

⑥火災等非常災害の発生を発見したときは、直ちに臨機の措置をとり、本連盟に報告し指示に従うこと

⑦職員は、安全の確保と保健衛生のために必要に応じて法人に進言し、その向上に努めること

（法定内健康診断）

第４３条　次の者に対しては、採用の際及び毎年１回の（深夜労働その他労働安全衛生規則第 13 条第１項第２号で定める業務に従事する者は６か月ごとに１回）、定期健康診断を行う。

2　職員及び有期契約労働者等のうち、次のいずれにも該当する者。

①1 週間の所定労働時間数が同種の業務に従事する職員の１週間の所定労働時間数の 3/4 以上の者。

②1 年以上使用されることが予定されている者および１年以上引き続き使用される者。

3　前項の健康診断のほか、法令で定められた有害業務に従事する職員に対しては、特別の項目についての健康診断を行う。

4　前項の健康診断の結果必要と認められるときは、労働時間の短縮、配置転換その他健康保持上必要な措置を命ずることがある。

5　健康診断の費用は、本連盟が負担する。

（法定外健康診断）

第４４条　次の者に対しては、毎年１回の定期健康診断を行う。

2　第４３条の第２項に該当する者以外の者。

3　前項の健康診断のほか、法令で定められた有害業務に従事する職員に対しては、特別の項目についての健康診断を行う。

4　前項の健康診断の結果必要と認められるときは、労働時間の短縮、配置転換その他健康保持上必要な措置を命ずることがある。
5　健康診断の費用は、本連盟が負担する。

（安全衛生教育）
第４５条　職員に対し、雇い入れの際及び配置換え等により作業内容を変更した際に、その従事する業務に必要な安全衛生教育を行う。

（災害補償）
第４６条　職員が業務上の事由又は通勤により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、労働基準法及び労働者災害補償保険法に定めるところにより災害補償を行う。

第１０章　教育訓練

（教育訓練）
第４７条　本連盟は、職員に対し、業務に必要な知識、技能を高め、資質の向上を図るため、必要な教育訓練を行う。
2　前項の教育の実施方法などについては、別に定めるところによる。
3　職員は、本連盟から教育訓練を受講するよう指示された場合には、特段の事由がない限り指示された教育訓練を受けなければならない。

第１１章　表彰及び懲戒

（表彰）
第４８条　本連盟は、職員が次のいずれかに該当する場合は、表彰する。
①業務上有益な創意工夫、改善を行い、本連盟の運営に貢献したとき
②永年にわたって誠実に勤務し、その成績が優秀で他の模範となるとき
③事故、災害等を未然に防ぎ、又は非常事態に際し適切に対応し、被害を最小限にとどめるなど特に功労があったとき
④社会的功績があり、法人及び職員の名誉となったとき
⑤前各号に準ずる善行又は功労のあったとき
2　表彰は、原則として法人の創立記念日に行う。

（懲戒の種類）
第４９条　本連盟は、次の区分により懲戒を行う。
①けん責　始末書を提出させて将来を戒める。
②減　給　始末書を提出させて減給する。ただし、減給は１回の額が平均賃金の１日分の５割を超えることはなく、また、総額が１賃金支払い期間における賃金総額の１割を超えることはない。
③出勤停止　始末書を提出させるほか、５労働日を限度として出勤を停止し、その間の賃金は支給しない。
④懲戒解雇　即時に解雇する。

（懲戒の事由）

第５０条　職員が次のいずれかに該当するときは、情状に応じ、けん責、減給又は出勤停止とする。

①正当な理由なく無断欠勤3日以上に及ぶとき

②正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻、早退するなど勤務を怠ったとき

③過失により本連盟に損害を与えたとき

④素行不良で本連盟内の秩序又は風紀を乱したとき

⑤第10条（服務）及び第11条（遵守事項）に違反したとき

⑥その他この規則に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があったとき

2　職員が次のいずれかに該当するときは、懲戒解雇とする。この場合において、行政官庁の認定を受けたときは、労働基準法第 20 条に規定する予告手当は支給しない。ただし、平素の服務態度その他情状によっては、第40条に定める普通解雇又は減給若しくは出勤停止とすることがある。

①重要な経歴を詐称して雇用されたとき

②正当な理由なく無断欠勤10日以上及び、出勤の督促に応じなかったとき

③正当な理由なく無断でしばしば遅刻、早退又は欠勤を繰り返し、5回にわたって注意を受けても改めなかったとき

④正当な理由なく、しばしば業務上の指示・命令に従わなかったとき

⑤故意又は重大な過失により本連盟に重大な損害を与えたとき

⑥本連盟内において刑法その他刑罰法規の各規定に違反する行為を行い、その犯罪事実が明らかとなったとき（当該行為が軽微な違反である場合を除く。）

⑦素行不良で著しく本連盟内の秩序又は風紀を乱したとき

⑧数回にわたり懲戒を受けたにもかかわらず、なお、勤務態度等に関し、改善の見込みがないと認められたとき

⑨相手方の望まない性的言動により、円滑な服務遂行を妨げたり、職場の環境を悪化させ、又はその性的言動に対する相手方の対応によって、一定の不利益を与えるような行為を行ったとき

⑩許可なく職務以外の目的で本連盟の施設、物品等を使用したとき

⑪職務上の地位を利用して私利を図り、又は取引先等より不当な金品を受け、若しくは求め、又は供応を受けたとき

⑫私生活上の非違行為や本連盟に対する誹謗中傷等によって法人の名誉信用を傷つけ、業務に重大な悪影響を及ぼすような行為があったとき

⑬本連盟の業務上重要な秘密を外部に漏洩して本連盟に損害を与え、又は業務の正常な運営を阻害したとき

⑭その他前各号に準ずる程度の不適切な行為があったとき

3　第2項の規定による職員の解雇に際して、職員から請求があった場合は、解雇の理由を記載した文書を交付する。

第１２章　正規雇用等転換制度

（正職員への転換）

第５１条　勤続6か月以上の有期契約職員等で、本人が希望する場合は、理事会の決定により正職員に転換させることがある。

2　転換させる場合の要件は、次のいずれの要件にも該当する者とする。

①　正職員と同様の勤務期間・日数で勤務が可能な者。

②　勤務成績および勤務態度が良好である者。

③　心身ともに健康であり、意欲がある者。

④　面接試験に合格した者。

3　転換時期は、随時実施することとし、個別協議の上、転換日を定める。

（無期契約職員への転換）

第５２条　有期契約職員またはパートタイマーのうち、通算契約期間が５年を超える者は、無期労働契約転換申込書で申込むことにより、現在締結している有期労働契約の契約期間の末日の翌日から、期間の定めのない労働契約での雇用（無期契約職員）に転換することができる。

２　前項の通算契約期間とは、有期労働契約（平成25年４月１日以降に開始したものに限る。）を通算した期間とし、現在締結している有期労働契約については、その末日までの期間とする。ただし、労働契約が締結されていない期間が連続して６か月以上ある契約職員またはパートタイマーについては、それ以前の契約期間は通算契約期間に含めない。

３　この規則に定める労働条件は、第１項の規定により期間の定めのない労働契約での雇用に転換した後も引き続き適用する。

４　年次有給休暇の付与日数の算定において、契約職員またはパートタイマーとしての勤続年数を通算する。

附　　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

この規則は、令和２年４月１日から一部改正し施行する。

別表１（通勤手当）

距離（片道	金額
20km	10,000 円
10～20km	7,000 円
5～10 km	3,500 円
2～5 km	2,000 円
～2 km	1,000 円

別表２（賞与）

時期	支給額
6 月	基本給×1.5 か月
12 月	基本給×1.5 か月

別表３（給与）

号俸	沖私保連給与表		
1	140,800	21	222,700
2	146,400	22	224,900
3	152,200	23	227,100
4	158,200	24	229,300
5	164,500	25	231,500
6	169,400	26	233,800
7	174,400	27	236,100
8	179,600	28	238,400
9	184,900	29	240,700
10	190,400	30	243,100
11	194,200	31	245,500
12	198,000		
13	201,900		
14	205,900		
15	210,000		
16	212,100		
17	214,200		
18	216,300		
19	218,400		
20	220,500		

別表４（初任給格付け）

学歴	初任給 号俸	備　　考
大学	7	
短大・専門	5	
高校	3	
中学	1	

第８号議案

役員（理事・監事）の改選について

一般社団法人 沖縄県私立保育園連盟
役員（理事・監事）候補者名簿

任期：令和２年６月１日～令和４年定時総会の終結の日まで

理事候補者

	氏　名	保育園名	備　考
1	小橋川　真智子	やまびこ保育園	北部
2	仲地　賢	ドリーム保育園	北部
3	宮里　健子	風のわ保育園	北部
4	上原　東	すこやか保育園	中部北
5	嘉陽　理子	たんぽぽ保育園	中部北
6	儀保　盛人	みちしお保育園	中部北
7	仲宗根　和子	海の子保育園	中部北
8	高江洲　寛	さかえ保育園	中部北
9	石川　慧	柿の実保育園	中部南
10	田仲　雄二	西原保育園	中部南
11	ｳｨﾝﾌｨｰﾙﾄﾞ　ひろみ	グッピー保育園	那覇
12	上原　直	おおな愛児保育園	那覇
13	當山　博子	もみじ保育園	南部
14	仲間　明	第２ぐしかみ保育園	南部
15	仲間　亮二	あさひっ子保育園	先島

監事候補者

	氏　名	保育園名	備　考
1	仲村　晴美	登川みらい保育園	中部北
2	上間　浩也	愛和保育園	中部南
3	長嶺　久美子	港川保育園	南部